

丹下健三による3つの広島平和記念公園慰霊施設案¹と イサム・ノグチの設計参加前後の 広島市の戦災死没者慰霊施設計画

中村 尚明

はじめに

広島市の平和記念公園に立つ原爆死没者慰霊碑、正式名「広島平和都市記念碑」は丹下健三の設計によるものである。それ以前に、実現されなかったイサム・ノグチの慰霊施設案があったことはよく知られている。しかしそれらの他に、さらに複数の慰霊施設案が存在したことは知られていない。

小論はハーバード大学デザイン大学院(Graduate School of Design)フランシス・レーブ・ライブラリー丹下健三アーカイヴ(以下GSD)が所蔵する、丹下健三が独自に設計した3つの広島平和記念公園慰霊施設案(内1案は実施案。他2点は新出)の図面を紹介し、作品の特徴と資料的意義を記述すると共に、これら3案と、イサム・ノグチが丹下健三と協同して設計した同慰霊施設案《広島の死者のためのメモリアル》(以下識別のため「ノグチ案」と表記)をめぐる史実関係を、広島市による平和記念公園への戦災死没者慰霊施設計画の展開と共に検証するものである。これまでこのような視点からノグチ及び丹下による慰霊碑案の成立過程が記述されたことはない。

この作業には3つの目標がある。第一にこれまで十分に解明されていないノグチ案の成立と廃案に関わる史実関係を検証・整理することである²。ノグチの慰霊碑については長年僅かな模型写真を手掛かりに語られてきたが、ノグチが1951/52年頃制作した慰霊碑彫刻部分の石膏模型が公開されたことに加え、GSD所蔵のオリジナル図面5点が確認されたことで、設計案の全体像が明らかとなった³。ノグチ研究では、1930年代以降ノグチが建築家や他の芸術家たちと協同したコミュニティ・センターやモニュメントなどのプロジェクトの重要性がライフワードによって指摘されているが、その多くが実現せず、史資料、特に作品資料が乏しい⁴。そうした中で、同じく実現しなかった社会的芸術協同作品である平和記念公園慰霊施設案は、具体的な作品資料が現存する希少な事例である。その成立と廃案までの史実検証は、彫刻家が1950年代初頭の日本で取り組

1 小論の対象施設名称は「慰霊堂」、「慰霊碑」、「記念碑」と変遷したため、それらを包括する呼称として「慰霊施設」を用いる。

2 ノグチの広島原爆慰霊碑案成立までの史実関係に関する先行研究・文献としては以下のものがある。ドウス昌代『イサム・ノグチ-宿命の越境者』下 講談社、2000年、99-109頁／越前俊哉「丹下健三『広島計画』と原爆ドーム」同志社大学文化学会『文化学年報』61、2013年、109-148頁／同「イサム・ノグチの《広島死没者記念碑》案-その制作期間と起源について」『文化学年報』62、2013年、296-319頁／同「イサム・ノグチ《広島の亡き人々のための記念物》再考」日本美術史学会『美術史』65(1)、2015年、117-132頁

3 拙稿「【新出資料】イサム・ノグチと丹下健三による《広島の死者のためのメモリアル》図面(ハーバード大学デザイン大学院フランシス・レーブ・ライブラリー蔵)-彫刻家と建築家の真のコラボレーションの記録」横浜美術館研究紀要21、2020年、9-37頁

4 Amy Lyford, *Isamu Noguchi's Modernism. Negotiating Race, Labor, and Nation, 1930-1950*, Berkley: University of California Press, 2013

んだ芸術協同の実際を理解する上で不可欠な作業である。

第二に、広島市の戦災(原爆)死没者慰霊施設計画がノグチ及び丹下の設計案をどのように方向付けたのかを確認するべく、計画の推移を、作品資料、即ち具体的な設計案と共に読み解くことである。これは記念施設に於いてどこまでが設置者のビジョンに基づき、どこからがデザイナーの創意であるかを見極めることでもある⁵。広島市、とりわけ市長浜井信三のビジョンと、設計者ノグチ及び丹下、並びに市議会や請願への市の対応を確認し、納骨のための記念施設として計画された「慰霊堂」が最終的に名簿のみを納める「記念碑」として実現するまでのプロセスを可能な限り明らかにする⁶。特に広島特有の事情として、1946年以来慰霊祭の中心であった中島慈仙寺跡(慈仙寺の鼻)の供養塔施設の再建問題が浜井の慰霊堂ビジョンの形成に及ぼした影響を確認し、広島の戦災死没者慰霊施設の記念施設としての特殊性を明らかにする。併せてこれまで未解明であった、平和記念公園への納骨が断念された原因と共に、広島平和記念都市建設専門委員会(以下「専門委員会」)がノグチ案可否を決定できた理由と、その否決理由についても考察する。

第三に、丹下健三が平和記念公園・記念館設計で目指した第二次大戦後のモダニズム建築における新たな記念性(モニュメンタリティ)について、丹下はこれを慰霊施設においてノグチとの芸術協同で実現しようとしたが、それがノグチ案否決で阻まれたとき、いかなる解決を図ろうとしたかを考察することである⁷。

今日、モニュメントへの関心は美術や歴史の議論の中で高まっている。広島の平和記念施設⁸に関して、美術史家、建築史家は設置者ではなく作者の意志に関心を向けてきた一方、歴史家や文化研究者の中には平和記念公園全体を「記憶」のコントロールを読み解くためのテキストか記号と見る傾向がある⁹。その実現が最後まで流動的だった慰霊施設案の理解には、ノグチと丹下の作品への視点と、社会的視点の両方が不可欠であり、成立プロセスの正確な史実確認が求められる。

広島市の慰霊施設計画立案から設計要件確定までのプロセスとノグチ案の作品解釈は別稿で論じたが¹⁰、ここでは新たな資料を元にそれを補うと共に、浜井信三の慰霊堂ビジョンが最初に確認できる1950年から、丹下健三による記念碑(広島平和都市記念碑)が建設された1952年までを主な対象としたい。

5 例えばノグチ案の地下室はノグチの発案と考えられてきた。越前2013、同2015

6 浜井の慰霊堂案に納骨の観点から注目した歴史家の先行研究として次のものがある。

西井麻里奈「遺骨から見る原爆死没者慰霊碑－濱井信三における「復興」と「平和」の狭間－」『待兼山論叢.日本学編』49、2015年、75-94頁

7 丹下健三が平和記念公園・記念館で目指した「モニュメンタリティ」については下記を参照。

拙稿「イサム・ノグチと丹下健三による広島平和記念公園慰霊施設コラボレーションの背景－記念施設としてのコミュニティ・センターを中心に」『横浜美術館研究紀要22、2021年、91-109頁

8 平和記念施設とは、広島平和記念都市建設法(1949年)に基づき国の補助を受けて広島市が実施する建設事業の内、平和記念都市であることを象徴する施設の総称で、平和記念公園、記念館、慰霊施設等が含まれた。「平和記念施設」は他の施設よりも国の補助率が高い。

9 Ran Zwigenberg, The most modern city in the world: Isamu Noguchi's cenotaph controversy and Hiroshima's city of peace, *Critical Military Studies*, 1(2), 2015, 102-115/ラン・ツヴァイゲンバーグ(若尾他訳)『ヒロシマ－グローバルな記憶文化の形成』名古屋大学出版会、2020年、61-63頁/米山リサ(小沢他訳)『広島 記憶のポリティクス』岩波書店、2005年、1-6頁

10 拙稿「イサム・ノグチ作《広島死者のためのメモリアル》 実現されざる記念作品と芸術ビジョン、長谷川三郎との関係をめぐって」Dakin Hart and Mark Dean Johnson (ed.), *Changing and Unchanging Things, Noguchi and Hasegawa in Postwar Japan*, Oakland: University of California Press, 2019, 102-109頁(和文), 82-101頁(英文、図版)

第1章 丹下健三による三つの広島平和記念公園慰霊施設案とその意義

GSDには、イサム・ノグチと丹下健三のコラボレーションによる広島平和記念公園慰霊施設案図面5点(表1、図1~5)の他に、丹下健三が独自にデザインした三案の慰霊施設図面計8点が所蔵されている(いずれも丹下孝子氏寄贈。表1、図6~13)。これら8点は1952年に施工された実施案と、1951年と1952年に作成され、実現しなかった二案に分類される。いずれも未公開であったが、2021年末より所蔵先のwebサイトで閲覧できるようになった¹¹。

これら三案の前に、丹下は平和記念公園の慰霊施設を二案構想していた。ひとつは1949年の競技設計当選案に描かれた、公園中央の平和アーチ頂部の直下に位置する慰霊碑(図14)で、そこには納骨できる施設はなかった。市の要望に基づき、丹下は1949/50年頃同じ平和アーチの東側脚部外側に慰霊堂(図15)を追加した。これら両施設は公園全体の配置図(または同石膏模型)で確認できるのみで、それ自体の建築図面は伝えられていない。いずれも構想に留まり、1950年以降新たな慰霊施設案が求められていた¹²。

ここで取り上げる三案の図面は、慰霊施設設計へのノグチ参画までの経緯や、ノグチ案却下後の慰霊施設案の展開を知るうえで重要な知見をもたらす。これらをノグチ案と併せてみる時、広島市が平和記念公園慰

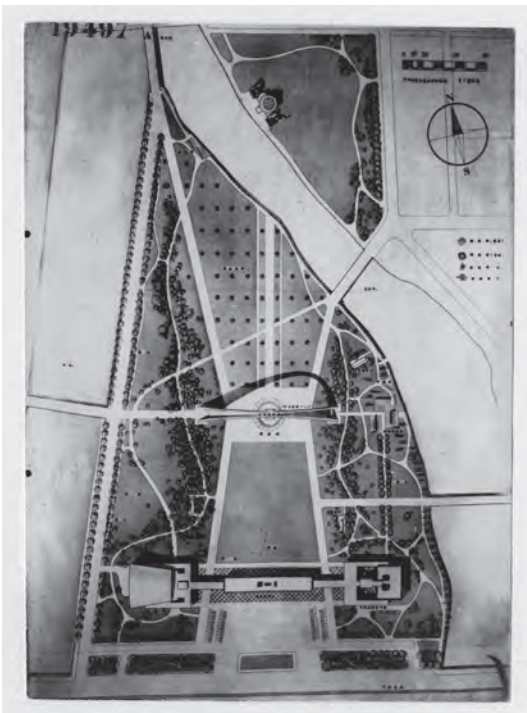


図14 丹下健三他《広島平和記念公園・記念館競技設計応募作品(平面図)》1949年、所在不明の原図の写真複写。広島市公文書館蔵。敷地中央に円形の泉水で囲まれた「慰霊碑」。

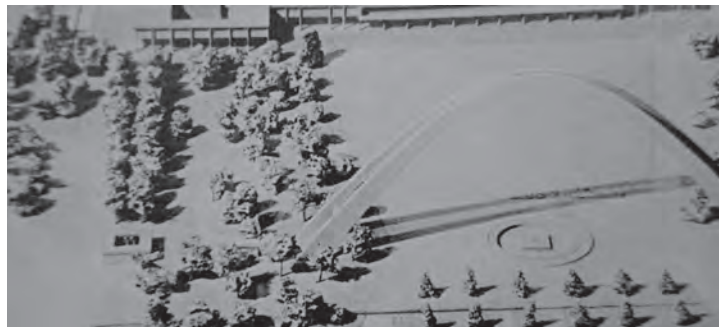


図15 丹下健三他《広島平和記念公園・記念館(石膏模型)》(部分複写)。1949/50年頃。公園中央を北側から見る。左下の口の字型の建物が追加された慰霊堂。写真出典：丹下健三、川添登『現実と創造 丹下健三 1946-1958』美術出版社、1966年、図50(原版：平山忠治)

11 ハーバード大学丹下健三アーカイヴの下記のサイトよりフォルダーを選択して閲覧できる。但し同アーカイヴの全ての資料ではなく、画像公開は順次進行中である。[https://iif.lib.harvard.edu/manifests/view/drs:493421243\\$Ii](https://iif.lib.harvard.edu/manifests/view/drs:493421243$Ii)(参照2023-1-11)

12 これら二つの構想については拙稿2019、103-104頁参照。追加された慰霊堂の位置はGSD所蔵の図面HPC50NS001(配置図、1950年11月)でも確認できる。拙稿2020、20頁(図6)

霊施設に何を期待したのか、そしてそれが実現できなかった経緯が浮かび上がってくる。本章では丹下による三案を各図面に記された「設計年月日」(作図終了日)に基づき、作成順に丹下案A、同B、同C(実施案)と仮称し、以下案毎に図面構成とそこから読み取られる建築案の内容を記述し、「図面内容」として当該案図版と共に別頁にまとめる。以下本文では必要に応じて当該案とノグチ案及び先行案を比較すると共に、図面の資料的意義として、図面内容を関連歴史資料と照合しつつ、ノグチと丹下のコラボレーション前後の史実解明に関わる事柄を記述する。

1-1)丹下案A：〈慰霊碑平面立面断面図〉図面番号 HPCMA001(設計年月日1951年11月12日、図6)、
HPCMB001〈慰霊碑・平面立面断面図〉(1951年11月26日、図7)

*図面名称は各図面標題に記載のもの。記載のない場合は()で仮称を付す。以下同。

①「ふたつの鳥居を交差させた形」の慰霊碑をもつ丹下案A

丹下案Aに直接言及した史料として、イサム・ノグチが1953年2月4日にアーツ&アーキテクチャー誌の発行人ジョン・エンテンザに宛てた書簡草稿(以下「エンテンザ宛書簡」)を挙げることができる¹³。〈広島の子供のためのメモリアル〉の設計依頼から否決後までの顛末を約1年後に詳細に綴ったこの書簡で、ノグチは「自分が設計に参加する前に」、丹下による二つの先行デザインが廃案となっていたが、内ひとつはジェファーソン・メモリアル競技設計のサーリネンによるアーチに似ており、いまひとつは「それよりずっと小さく、ふたつの鳥居を交差させた形(crossing of two torii)」であったと記している。前者が平和記念公園・記念館競技設計当選案にあった「平和アーチ」を指すことは明らかである。丹下案Aの慰霊碑部分を正面または側面から水平方向に見れば、梁の先端が玉垣よりも突出し、やや上向きであることからこれを反りあがる笠木に見立てることができ、柱を含めたシルエットは簡潔な神明鳥居から貫を取り去り、柱を短くしたもののように見える。二つの貫なし鳥居を笠木の中心で交差させたような慰霊碑の形状は、エンテンザ宛書簡中の“crossing of two torii”という記述とよく合致している¹⁴。図面 HPCMA001とエンテンザ宛書簡は共に、ノグチの参加前に丹下により二つの鳥居を交差させた形の慰霊碑案が作られたという同じ史実を示している。

②ノグチが慰霊施設設計に参加することへの広島市との正式合意が1951年11月末のノグチの二度目の来広時であり、ノグチ案の制作はその後に行われたこと

先行研究ではイサム・ノグチへの慰霊碑の設計依頼が決定されたのは、1951年早春とする説と、同年11月

13 ノグチ・ミュージアム・アーカイヴ(The Isamu Noguchi Archive)が所蔵するこの書簡は、宛名にJohnとのみ記載されているが、広島の子供のための慰霊施設案設計についてノグチが記した現存する文書中、最初かつ最も詳細な記述である。この書簡をジョン・エンテンザ宛とする根拠については拙稿2019、106頁、註40参照。Isamu Noguchi letter to “John”(John Entenza), C1952, The Isamu Noguchi Archive, MS_WRI_019_001

14 ドウス昌代は前註と同じ書簡を「ジョン・コリア宛書簡」と解釈していると考えられる。彼女はその引用で「二つの鳥居に屋根をかけたよう」と訳しているが、crossingの意識と思われる。ドウス昌代『イサム・ノグチ』下、107頁。

とする説があった¹⁵。丹下健三は1950年8月から翌年9月にかけてイサム・ノグチを平和記念公園に設置される「記念作品」の設計者として広島市に推薦してきたにも拘わらず¹⁶、丹下案Aの設計年月日から、1951年11月までは同公園の慰霊施設案を自ら作成しなければならない状況にあったことになる。そして丹下案Aがエンテンザ宛書簡の通りノグチの参加前に作られたのであれば、その時点までノグチ案は具体的には存在せず、またノグチの設計参加は広島市との間で合意されてはいなかったのである。エンテンザ宛書簡では、ノグチの慰霊施設設計参加は橋を現場で監督するために広島に行った際に浜井信三市長、丹下、ノグチの三者で合意されたとあるので、その時期は1951年11月末とみられたが、丹下案Aの図面はこの見解を裏付ける物証といえる¹⁷。丹下案Aの「設計年月日」は、HPCMA001が1951年11月12日、HPCMB001が1951年11月26日である。前者はノグチ再来日(16日)の直前、後者はノグチが丹下と共に2度目に広島を訪問した当日にあたる。この時の丹下の目的こそノグチの参加を広島市長に認めさせることであった。広島市長、丹下、ノグチの三者合意までの経緯については、次章で浜井信三の議会答弁を踏まえて再度検証する。

③丹下案Aの配置と主な構成要素がノグチ案と共通しており、両案共、第4回専門委員会で浜井信三が提案した設計要件を反映していること

丹下案Aは平和記念公園南北軸上の敷地中心に位置し、平和広場に面した「祭壇」、公園中央の敷地中心に位置する「泉水」と「慰霊碑」、祭壇階下の吹き抜け通路、泉水地下の「記名室」から成っていた。一方ノグチ案は、公園南北軸上に広場に面した「演壇」と吹き抜けの「階段室」、敷地中心に「祭壇」と「慰霊碑」を配し、祭壇地下に「記名室」を擁する。ノグチ案の「演壇」東側には南北軸からオフセットされた「階段」が加わるが、主な構成要素とその軸上配置は丹下案Aと共通しており、両案は同じ設計要件に基づいて設計されたと考えられる。

ノグチ案の設計要件は、浜井信三が第4回専門委員会(1951年2月21日)で提案し、岸田日出刀の支持を得て確定した「慰霊堂」の配置と構成要素を元にしていた。浜井の提案した「慰霊堂」とは、地表には小さな慰霊碑があり、その下に遺骨と過去帳を納める地下室を備えており、広場に面して礼拝所(丹下案Aの祭壇、ノグチ案の演壇に相当)を設けて吹き抜けを介して地下室とつなぐというものである。慰霊碑、納骨室、礼拝所の三位一体構成は、後の平和記念公園となる中島の北端、慈仙寺跡に1946年に建設された供養塔と納骨・礼拝堂(図20、後述)を引き継ぐものである。浜井の提案を聞いた岸田はパリ凱旋門下の無名戦士の墓が地下に遺骨を埋葬していることを引き合いに出し、平和アーチ直下への碑と地下室の設置を支持した。こうして「慰霊堂」は、平和広場に面した敷地の中心に設置されることになった¹⁸。広島市はこの第4回専門委員会

15 ドウスは「ジョン・コリア宛書簡」に基づき11月としていた。越前は1951年早春とし、「6月の時点でノグチが慰霊碑をつくることは公然の事実とされていた」としている。ドウス『イサム・ノグチ』下、99頁／越前「広島死没者記念碑」298-299頁、304-305頁

16 「〈翻刻〉『丹下健三書簡綴』(広島市公文書館所蔵 藤本千万太資料)」『広島市公文書館紀要』27、2014年、34-35頁、37-38頁(書簡15、16、20、22、23)

17 エンテンザ宛書簡1頁

18 「第4回広島平和記念都市建設専門委員会要点記録」3-10頁、広島市公文書館蔵

を重視し、中国新聞記者河口豪を同席させた。決定事項は翌日の同紙広島版に記事掲載された¹⁹。

浜井の地下室案について、美術史家越前俊哉は既にあったノグチの地下慰霊堂案が伝わったものであると推測した²⁰。しかし丹下案Aの配置と構成要素もまた、第4回専門委員会での浜井提案と照応しており、それは浜井提案がノグチ参加以前に慰霊施設の設計要件とされていたためとみるべきだろう。また、浜井は自らの提案のモデルとして、1950年7月末に訪れたワシントンD.C.近郊アーリントン国立墓地の「無名戦士の墓」が、「私の考えた慰霊堂と同じでありました」と同委員会で説明している²¹。そして後述するように、浜井の地下室構想は1950年5月まで遡ることができるのである。

丹下案Aとノグチ案が浜井提案と異なる点は、地下室への納骨が想定されていないことである。これについては浜井提案の背景と共に第3章で述べる。

1-2)丹下案B：〈(全体配置図：戦災犠牲者記念碑)〉図面番号 HPCMC004(1952年4月14日、図8)、〈(慰霊碑立面図：戦災犠牲者記念碑)〉HPCMC005(1952年4月14日、図9)、〈(慰霊碑平面図：戦災犠牲者記念碑)〉HPCMC006(1952年4月14日、図10)、参考図〈中国新聞1952年3月6日掲載の凸版図版「原爆で倒れた犠牲者記念碑」〉(図17)

①丹下案Aとの比較

- 地下室と吹き抜け部がなくなる

丹下案Aにおける、広場に張り出した祭壇と慰霊碑とを公園の南北軸上に配置し、特に慰霊碑を敷地の中心とする点は丹下案Bでも踏襲されている。しかし最大の違いは、丹下案Aにおける吹き抜け部と地下室が丹下案Bではなくなっていることである。そのため、名簿を安置する櫃は地下室ではなく地上の慰霊碑の閉じられた室内に置かれる。丹下案Aとノグチ案で踏襲された浜井提案の重要な要件が活かされていない。

- モダニズムから埴輪を再現したリアリズムへ

図面内容で記したように、丹下案Bの慰霊碑は家形埴輪を明確に想起させるリアリズムを特徴とし、丹下案Aがより抽象化されたモダニズムの語法であることと対照的である。

②否決されたノグチ案に代わり専門委員会で承認された丹下健三による慰霊施設案

丹下案Bの3図面の内容は1952年3月6日の中国新聞の記事「平和公園内に建立計画 原爆で倒れた犠牲者記念碑」に凸版図版で掲載された「記念碑」見取り図(図17)と一致していると考えられる。記事には次のようにある。

19 中国新聞1951年2月22日「一億一千万円の国庫補助 戦災死亡者の碑建設も本決り」・同紙河口豪記者の名は第4回専門委員会要点記録の出席者一覧に記されている。慰霊堂をめぐるこの審議は決して「密室」的なものではなかった。

20 越前「丹下健三『広島計画』」126頁、138頁

21 「第4回専門委員会要点記録」9頁。浜井はスイスで開かれた「道徳再武装(M.R.A)」世界大会出席後の米国訪問で、1950年7月28日前後ワシントンD.C.に滞在している。Moral Re-Armament, *Mission to the West*, 1950, 33

広島市はかねて中島平和公園内に原爆で倒れた人々の霊を慰め、平和への祈りをこめる戦災犠牲者記念碑(仮称)の建立を計画、この設計を東大工学部丹下健三助教授に依頼していたが、上京中の佐々木市建設局長が四日帰任、五日設計原案を発表した。同設計は丹下助教授が日本古代の住宅を表すハニワ土器からヒントを得て設計したもので、高さ六十センチ、十一メートル四方の基壇の中央に幅六メートル五十、奥行六メートル、高さ五メートルのハニワ型記念碑を設け、その内部に原爆死亡者の過去帳をまつる奉霊台を安置するようになっている。また基壇の周囲はミカゲ石張りで上部は同じくミカゲ石の玉石ジャリを敷きつめ、鉄筋コンクリート打放しの表面はヒノキの木目を浮出させた壮麗なもの、この記念碑は現在同公園に建設中の平和記念陳列館の階下吹き抜け中央から旧産業奨励館ドームを見渡す線上に工費三百万円(うち三分の二は国庫補助)で近く建立に着手、五月末には完成する予定である²²。



図17 中国新聞記事 昭和27年3月6日「平和公園内に建立予定 原爆で倒れた犠牲者記念碑」(部分)協力：丹下憲孝氏／中国新聞社

見取り図と丹下案Bの図面を比較すると、見取り図に祭壇は描かれておらず、基壇と記念碑(慰霊碑)、そして通路の一部を描き入れてどこが正面かを表している。正面に対して棟を横向きとした配置、棟瓦の表現、斜めに立ち上がる破風板、閉じられた妻部が図面と照応するほか、基壇と玉垣、基壇に至る通路がほぼ一致している。記念碑が公園南北軸上に位置するという記事の記述も図面と一致する。記事の見取り図と丹下案Bは同一の案とみられる。記事中にはさらに記念碑と基壇の主要寸法をはじめ、御影石張り、御影石の玉砂利、コンクリート打放工法など、図面では未記入の情報が多く含まれ、これを補うものとなっている。見取り図に「ハニワ型記念碑」と明記していることと併せ、設計者の本案説明文(未確認)の内容が反映されたと思われる。

広島平和記念公園慰霊施設の建設までの経緯を知るうえで、この記事の意味するところは大きい。広島市建設局長佐々木銑が持ち帰って発表したこの「設計原案」は、後述するように東京で開催された専門委員会でノグチ案が否決された後、丹下健三が短期日の内に作成し、専門委員会と建設省に承認された案だか

22 中国新聞1952年3月6日

らである。これまではノグチ案却下後に採用された丹下の慰霊碑案が平和記念公園に施工された広島平和都市記念碑であるとされてきた。しかし、記事の見取り図と丹下案Bは次に見る丹下の実施案(丹下案C)とは大きく異なるのである。

1-3)丹下案C：〈(慰霊堂断面・平面・配置図)〉図面番号 HPCM007(設計年月日欠落、図11)、〈(慰霊堂立面図)・断面等肉厚寸法図〉HPCM008(設計年月日欠落、図12)、〈詳細図〉HPCM009(1952年5月6日、図13)

①丹下案Bとの比較：「慰霊堂」の90度転回と脱リアリズム

公園南北軸上に広場に面して祭壇を設け、「慰霊堂」を敷地中心に配置する浜井提案の要件は丹下案Bと同様に踏襲されている。また同提案の重要部分であった地下室と吹き抜け部が含まれないことも同じである。

丹下案Bの記念碑は三角柱を寝かせたような直線的構成(コンクリートの版構造と思われる)で、コンクリート打ち放しによるその形態は家形埴輪を彷彿させるリアリズムの造形であった。対して丹下案Cの「慰霊堂」は曲面で構成され、馬の鞍のような放物線状の断面をもつ一体のシェル型であり、再現的細部をもたない。また、丹下案Bが神社のように棟を横向きとして広場側正面に高さ4m以上、幅6.5mにわたり屋根の斜面が立ち塞がり、背後への視線を遮っているのに対し、丹下案Cは峰(棟)を縦方向に配置し、吹き抜けの妻を正面とした開放的なつくりとなっている。丹下による「慰霊堂」の正面観はこの丹下案Cの段階ではじめてアーチ型となり、その吹き抜けの開口部から「奉霊箱」の背後に旧産業奨励館(原爆ドーム)を遠望できるようになった。

寸法については丹下案Bの基壇の幅(縁石を除く)が23,510mmと試算されるので、丹下案Cの基壇幅12,996mmはかなり縮小されている。これは「慰霊堂」の峰を縦置きとしたことに起因する。丹下案Bの記念碑の寸法は報道によれば高さ(破風板頂部と思われる)5m、幅6.5m、奥行き(妻の幅)6m。丹下案Cの「慰霊堂」は高さ約3.6m、幅(妻の幅)約4.7m、奥行き約8.3mで、両者を筒形穹窿として比較するとより低く細長いプロポーションへと変化している。また、丹下案Cではノグチ案と同様に平和記念公園・記念館のためのモジュールの数値系列²³が大々的に適用されている。10,514(通路と基壇階段を合わせた奥行)、6,498(基壇の南北奥行きの1/2、階段と祭壇の奥行の和)、4,016(祭壇奥行)、2,482(階段奥行)、2,008(奉霊箱長さ)、1,241(奉霊箱幅)、948(広場前階段の全高)、767(奉霊箱の高さ)、362(慰霊堂壁体正面接地部の肉厚、玉垣高さと同手摺幅)、224(玉垣支柱の幅)等細部にまで及んでいる。

②記念作品としてのシェル形穹窿

丹下案Cは丹下案Bより約三週間後に作図完了されたものである。その間に丹下は「慰霊堂」の方向を90度転回させ、その形態を家形埴輪の屋根を模すリアリズムから数学的・抽象的なもの(モダニズム)へと大きく変更した。コンクリートによる過去の建築様式の再現・折衷は、震災記念堂(東京都慰霊堂)への辛辣な批判に示される通り丹下が平和記念公園・記念館の設計から排除しようとした古い記念施設の表現語法に

23 拙稿 2020、28-29頁参照

他ならない²⁴。丹下はそれを否定する「近代建築」の立場から、平和記念公園・記念館を都市計画論に根差した「コミュニティ・センター」として構想することで新たなモニュメンタリティを実現しようとし、「慰霊堂」を過去の記念施設として競技設計当選案に含めなかったほどである²⁵。

丹下案Bが提案者のこうした方針にそぐわないことは余りにも明白であり、むしろ丹下は意図的にそのようなスタイルにしたと考えるべきであろう。その理由は第3章で述べる。ノグチ案の却下で再び振り出しに戻された丹下は一旦B案を提出するが、家形埴輪屋根のリアルな再現から脱却する方途を探っていたことは想像に難くない。丹下案Cの「慰霊堂」のコンクリート打放しによるシェル形穹窿の先例を、丹下は1939年チューリヒで開かれたスイス博覧会(Schweizerische Landesausstellung 1939)に出品された構造家ロベール・マイヤール(Robert Maillart, 1872-1940)の《セメントホール》(図19:「スイス博覧会セメント館」とも呼ばれる)に見出したのではないだろうか。《セメントホール》は、19世紀に脚光を浴びた鉄骨構造による大穹窿が耐久性の問題から敬遠されていた時代に、薄手の鉄筋コンクリートによって大空間を架構する軽量かつ耐久性に富むシェル形穹窿(甲殻穹窿: Schalengewölbe)が実現できることを示して注目され、日本でも同年中に雑誌『国際建築』で紹介された²⁶。それは放物線状の断面をもつ穹窿(地上高15.1m、張り間約16m、全長21.4m)と下部構造からなる。穹窿の外側では胴の中程に二本のアーチ形のリブ(家形埴輪の破風板を想起させる)が設けられ、内部空間中央を横に貫く橋と一体となって地中のアンカーとつながり、穹窿を地面から持ち上げ、外側両側面には低層の側廊が付加されていた。シェルの妻部は大きな吹き抜けとなっ

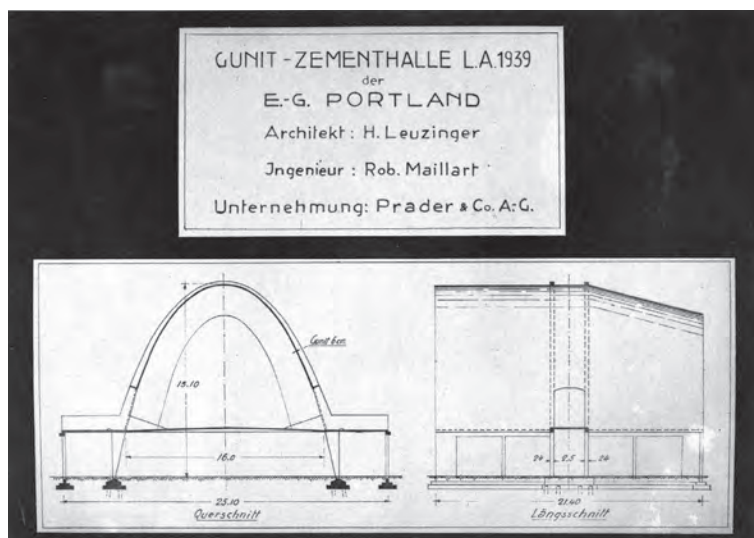


図19 ロベール・マイヤール《セメントホール》図面、1939年スイス博覧会(チューリヒ)パビリオンとして建設(現存せず)。Robert Maillart (Ing.) & H. Leuzinger (Arch.), Gunit Zementhalle für die Landesausstellung 1939 in Zürich: Plan. Photo: copyright ETH-Bibliothek, Zürich, Bildarchiv

- 24 丹下健三他「広島市平和記念公園及び記念館競技設計当選図案1等—広島平和記念都市に関連して—」『建築雑誌』64(756)、1949年、42頁
- 25 丹下が平和記念公園・記念館を記念施設としてのコミュニティ・センターとして構想したことについては拙稿2021参照。
- 26 S. Giedion, *Raum, Zeit, Architektur*, Studiopaperback, Verlag für Architektur Artemis, Zürich, 2. Auflage, 1978, Abb.282, 283, S302/David P. Billington, *Unbekannte Beiträge Robert Maillarts zur Konstruktion dünner Betonschalentragerwerke*, *Schweizer Ingenieur und Architekt*, 102(22), 1984, 449-455/「Maillart アーチ・1939瑞西博」『国際建築』15(11)、1939年11月、469頁

ており、建物の内外から構造が観察できる。それは大きな穹窿(天井)を2対の橋脚で風船のように宙に浮かせて見せるパビリオンであった。この穹窿と側廊を家形埴輪の屋根と居室に見立てることが出来る。丹下案Bで家形埴輪の居室を除去し屋根を地面に直置きした丹下であれば、今度は《セメントホール》から橋と側廊を除去してシェルを単体で見せる発想を得たとしても不自然ではない。図面 HPCM007で見たように丹下案Cでは断面と肉厚が最大となるシェル両端部をリブの代わりとして地中に延長し、その先端4箇所アンカーを設けている。吹き抜けの妻を正面とすることも《セメントホール》の配置に倣ったと見ることが出来る。丹下は戦後シェル構造の設計案、《広島平和記念聖堂》(1948年)と《上野動物園のための水族館》(1949年)を手掛けていた。特に前者の妻を正面とするシェル形穹窿の聖堂は《セメントホール》を想起させ、我々の丹下案Cを予告しているように見える。聖堂の説明文において丹下は「シャーレン架構(Schalengewölbe)と思われる：論者)自身のなかに、——その合理的な経済的な筋の組成のなかに心を動かす新しい表現を発見しようとした」と述べている²⁷。そして丹下案Cが作図されていた同時期の1952年4月、丹下研究室では構造家坪井善勝との協同作としてシェル構造の《広島児童図書館》の図面が作られていた²⁸。丹下は《広島平和記念聖堂》設計の頃よりシェル構造の重要作例の資料に目を通していただであろう。《セメントホール》が丹下の関心を惹いたとすれば、近代建築技術そのものを表す形の象徴性の故であったろう。丹下はマイヤールの先例に鉄筋コンクリート技術のひとつの到達点としての象徴性と、家形埴輪の屋根と居室のアナロジーを見出し、シェル形穹窿を丹下案Bの埴輪の屋根のように地面に直置きすることによって、平和記念館陳列館(現「平和記念資料館本館」)と本館(同「東館」)のデザインと同じく日本建築の伝統を昇華したモダニズム建築の記念作品としたのではないだろうか²⁹。

第2章 浜井信三の議会答弁と イサム・ノグチの設計参加からノグチ案却下後に至る経緯

今日知られている限り丹下が丹下案BからCへの展開を語った文章はない。先述の通り丹下案Bは1952年3月5日に見取り図として発表されていた。同年4月8日の毎日新聞によれば、専門委員会が丹下案Bの採用を決定したのは1952年2月27日であった。ノグチのエンテンザ宛書簡によれば、ノグチ案否決後、丹下は新たな案を4日間で作成するよう命じられたという。寸法さえ未記入の丹下案B図面の日付1952年4月14日が暗示するのは、同案の放棄と丹下案Cへのシフトであろう。そこに至るまでの時日は、このままノグチ案を廃案にする

27 「広島平和記念カトリック聖堂競技設計案」『建築雑誌』743、1948年8月、44頁

28 GSD丹下健三アーカイブには、「広島児童図書館」の図面13枚が所蔵されており、内9枚は1952年4月23日、1枚が4月24日の設計年月日をもつ。表題欄には丹下健三計画研究室・東京大学建築学教室のスタンプに加え、坪井善勝研究室のスタンプが捺されたものが2点確認された。

29 管見の限りこれまで丹下の広島平和都市記念碑とマイヤールの《セメントホール》との類似性を指摘した先行研究はない。藤森昭信は広島平和記念聖堂がオスカー・ニーマイヤーの「《聖フランシス教会》(1943年)に刺激された結果に違いない」と記している。丹下健三・藤森昭信『丹下健三』新建築社、2002年、133頁

ことへの丹下の抵抗、あるいはノグチ案復活にむけての行動の期間でもあったと解釈できるだろう³⁰。そして丹下案Cへの着手は、ノグチ案復活の可能性が潰えたと判断された時期と考えられる。

1952年4月7日にイサム・ノグチは山口淑子を伴い広島市役所に浜井信三を訪れ、専門委員会で否決された案を修正する用意があるから何とかこれを活かすことはできないかと要請した。浜井はノグチの立場に同情しつつも、既に市議会の承認も得て工事発注を済ませた案件でありこれを白紙に戻すことはできないと返答した³¹。この面談後記者会見が行われたが、二人の談話はノグチが浜井に抗議に来たというタイトルの下に新聞各紙の報ずるところとなった³²。報道が契機となって浜井は市議会で経緯の説明を求められた。1952年4月11日の広島市議会定例会での浜井の答弁記録は、ノグチ案を審議した専門委員会の会議録が伝えられていない中で、市側の経過説明としての唯一の史料である³³。その中で浜井はノグチの慰霊施設設計参加決定からノグチ案却下に至る経緯を説明している。先行研究ではこの浜井答弁は注目されず、ドウスもごく一部を紹介しているに過ぎないので³⁴、主要部分を別頁「資料」に引用(「」内原文)した上で、他の資料と照合・検証しながら丹下案A、B、Cとノグチ案をめぐる史実関係を4つの観点から明らかにしたい。

2-1) ノグチの「慰霊碑設計」参加をめぐる三者合意までの経緯と丹下案A

浜井によれば、丹下からイサム・ノグチを平和記念公園の「慰霊碑設計」に参加させてはどうかと相談されたのは1951年に2回あり、初めは丹下から、2度目は丹下とノグチが来広した時であった。2度目は前章でみたように11月26日から27日にかけてである。では最初はいつか。「相談」が面談であったとすると、ノグチが初めて来広し丹下と市内を視察した6月11日から13日の間である可能性は、浜井の発言から丹下ひとりの時と思われるので考えにくい。ノグチの11月16日の再来日に先立ち、丹下は1951年10月18日から2、3日間滞在の予定で広島を訪れている。これを報じた10月19日付け毎日新聞(中国版)記事はCIAM8(第8回近代建築国際会議)で丹下の発表した広島計画が脚光を浴びたことが見出しとなっている³⁵。しかしCIAM8が開催されたのは記事の3箇月以上前の7月前半で、既に読売新聞が類似の標題の下に7月21日付けで詳報済みであった³⁶。些か時期外れの毎日新聞の記事は、丹下を「広島市が原爆爆心地を中心とした一帯に建てる平和会館、原爆陳列室、同慰霊碑、児童図書館などの設計者」と紹介し、来広の目的を「平和会館の工事視察のため」として彼の談話を掲載している。その末尾で丹下は「原爆犠牲者の慰霊碑などの設計図は今度よく現地を視てピース・センターにマッ

30 岸田日出刀の回想によれば、猪熊弦一郎、坂井範一、イサム・ノグチが丹下立会の下で岸田に面会し、翻意を促したが岸田はこれに応じなかった。ノグチもエンテンザ宛書簡で岸田との面談に触れている。岸田日出刀『縁』相模書房、1958年、85-86頁／エンテンザ宛書簡2頁

31 浜井の市議会答弁による。下記註33「議事速記録第十號」324-325頁

32 確認できた新聞報道は次の通り。中国新聞、毎日新聞、同中国版、読売新聞、朝日新聞、日本経済新聞。いずれも1952年4月8日掲載

33 「昭和二十七年広島市議会三月定例会議事速記録第十號、昭和二十七年四月十一日」、313-331頁、広島市議会事務局市政調査課蔵。内小論関連部分を321-327頁より抜粋引用する。

広島市議会に対して市側がノグチ案に言及したのもこの浜井4月答弁が唯一のものである。この市議会議事録を見る限り、議員からの批判の主旨は市長の措置の道義性を問うもので、ノグチ案と丹下案の内容やその良否には触れていない。同議員は浜井がノグチに勾欄デザインを依頼したことをむしろ「市長の卓見」と称賛している。「議事速記録第十號」315頁

34 ドウス『イサム・ノグチ』下、103-104頁

35 毎日新聞(中国版)1951年10月19日「世界の権威者も称賛 平和都市建設(広島) 建築会議出席の丹下氏語る」

36 読売新聞1951年7月21日「“平和公園”中心に復興 原爆の広島 世界建築学界が注目」

チしたものをつくりたい」と述べている。

この記事の本当の目的は、平和記念公園の慰霊碑設計に丹下が近々着手すると報じることであろう。従って彼の来広の目的は慰霊碑に関することであり、浜井の答弁にあったノグチ参加に関する丹下の最初の相談がこの時行われたと考えられる。そこでの浜井の回答は「公園、記念館、慰霊碑等はすべてその設計を丹下」に委せているというものであった。記事の丹下紹介文と浜井答弁の類似は明らかであろう。この面談でノグチの参画を一旦は断わった広島市が、年度内着工対象である慰霊施設設計案を早急に提出するよう丹下に求めたことは十分考えられる。そして浜井との面談から帰京した丹下が制作した設計案が、我々の丹下案A(11月12日、26日)であったといえる。

2-2) 浜井が丹下とノグチに提示したノグチ参加の条件、及び専門委員会による承認を実施の前提とした理由

浜井の答弁に戻ろう。11月26日または27日、丹下から再度ノグチ参加の打診があった時、浜井は佐々木建設局長を二人の下に派遣して大きく3つの条件を伝えた。

- ① 第三者への新たな依頼としてではなく、丹下の責任の下にノグチを協力者として参加させることは差し支えない。
- ② 出来上がった設計は、委員会(専門委員会、建設省、市会建設委員会の3機関)の承認が必要であり、必ず採用されるとは限らない。
- ③ 市の財政上、ノグチへの設計料は払えない。

その後浜井はノグチらを夕食に招待し、佐々木が伝えた条件を確認した。エンテンザ宛書簡においても、ノグチは「広島での茶の席で、浜井、丹下、私の三人で合意した」と記しており、浜井の答弁と一致している³⁷。ノグチが丹下の協力者として慰霊碑の設計に無償で参加するという点でも同書簡と答弁は照応する。この「無報酬」であることも、この合意が6月またはそれ以前ではなく11月であったことを裏付けている。なぜなら丹下はノグチの6月来広に先立つ1951年5月1日付広島市長宛書簡で、慰霊堂の設計料をノグチに打診するつもりであること、そして浜井との面談後の6月29日付書簡でノグチからの支払い希望時期を伝えているからである³⁸。浜井、丹下、ノグチの6月面談では慰霊堂(碑)設計料が話題になったのである。

ノグチへの設計依頼を1951年早春とする説の裏付けの一部として挙げられる史料は、上記二つの丹下書簡中の別の記述と、ノグチに同行した毎日新聞記者船戸洪吉のレポートである³⁹。

確かに浜井は1950年8月頃より丹下がノグチを平和塔もしくは慰霊堂の設計者に迎える希望をもっていることを、同年8月から9月にかけての丹下の書簡を通して、また8月31日に日本橋三越におけるノグチ作品展で自

37 エンテンザ宛書簡1頁

38 『丹下健三書簡綴』34-35頁(書簡22, 23)

39 越前「広島死没者慰霊碑」305頁

ノグチ6月来広を伝える中国新聞、毎日新聞の記事では、ノグチは「慰霊碑といったものを設計してみたい」と述べており、希望表明と思われる。船戸の同行レポートも4箇月後に毎日紙上ではなく別の媒体に掲載されている。中国新聞1951年6月12日「イサム・野口氏来る ヒロシマの『慰霊碑』設計」/毎日新聞1951年6月12日「立派な平和都市の建設を」イサム・ノグチ氏ら広島視察」/船戸洪「ムッシュウ・ノグチ」『芸術新潮』2(10)、1951年10月、123-126頁

らノグチと面談して承知していた⁴⁰。また、1951年1月の第3回専門委員会(浜井、岸田日出刀欠席)の席上、佐々木建設局長が「慰霊堂はイサム野口さんに考えてもらってはと市長が言っておられました」と浜井の意向を伝えてもいる⁴¹。1951年5月1日付書簡で丹下はノグチの制作場所を確保したと伝え、6月29日付書簡ではノグチが「9月に帰京次第仕事にかかる予定」とも記している(帰京は11月となった)。しかし同じふたつの書簡にある慰霊碑設計料に関する記述、10月の丹下単来広、11月の丹下案Aの存在を併せて考えると、丹下は浜井の決断を促すために自らの積極的な準備状況と希望的見通しを書簡に記していたと解釈される。6月面談での浜井は、建設費見込み1,000万円の半分以上を寄付に期待している慰霊碑の新たな設計料について回答を保留したとみるのが自然である⁴²。それ故にこそ丹下の10月来広の必要があり、議会答弁での浜井は設計料が話題となった6月面談に言及しなかったのである。

先行研究では、専門委員会は広島平和記念都市建設の「最終決定権をもつ」⁴³とされてきたが、正確には広島平和記念都市建設を「専門的立場から立案審議する」ために設置された広島市長の諮問機関であった⁴⁴。元々「慰霊堂」をめぐる専門委員会の議論は先述の通り1951年2月の第4回の審議で浜井提案に副った方針が出ており、専門委員会は慰霊施設の要件を含む答申(意見書)を1951年8月6日に広島市長に提出して諮問機関としての役目を終えていた⁴⁵。慰霊施設は既定方針に副う限り設計が出来次第、建設省の国庫補助額チェックと市会建設委員会の承認さえ得られれば着工は可能であったと考えられる。しかし浜井は敢えて専門委員会を再招集して設計案を審議させたのである。

浜井のこの判断には、「新橋」と「新大橋」(現「平和大橋」と「西平和大橋」)の勾欄設計料を広島市からイサム・ノグチに支払うに当たって市会建設委員会で「市長の独断的措置」を非難されたことが影響したと思われる。平和大通りの平和記念公園前の東西にかかるこれらの橋は、建設省中国四国地方建設局(地建)がいわゆる「見返り資金」で工事を進めていたが、立地が平和記念館に近いため勾欄をそれに合わせた意匠にしたいと地建から丹下健三にデザインが依頼された。丹下はこれをイサム・ノグチに依頼し、ノグチも同意した。しかし地建は設計料が払えず、丹下はノグチとの6月来広時に浜井信三を頼った⁴⁶。この時の三者面談では慰霊堂に加え橋勾欄の設計料が話題になったのである。浜井は勾欄設計料については広島建設委員会⁴⁷の賛同を取り付け、同委員会が広島市に50万円を寄付し、これを市からノグチに支払うこととした。この件が規則に副って市会

40 『丹下健三書簡綴』35頁、37-38頁(書簡15、16、20)／三越での浜井とノグチの面談については拙稿2019、104頁および同註32、33参照。

41 「第3回専門委員会要点記録」14頁、広島市公文書館蔵

42 慰霊堂建設費の額と寄付金については第4回専門委員会の浜井の発言による。当該年度の市の慰霊堂予算は400万円であった。「第4回専門委員会要点記録」5頁、13頁

43 ドウス『イサム・ノグチ』下104頁。同様の記述は他にも数多くみられる。

44 「昭和二十六年四月 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書」1-2頁、広島市公文書館蔵／拙稿2019、105頁、同註25

45 広島平和記念都市建設専門委員会「広島平和記念都市建設計画についての意見書」1951年8月6日、4頁(第3節 原爆犠牲者の慰霊施設)、広島市公文書館蔵

46 丹下がノグチに勾欄デザインを依頼した経緯について：丹下健三「広島計画1946-1953」『新建築』29(1)、1954年、12頁／同「五万人の廣場」『芸術新潮』7(1)、1956年、78-79頁。また、丹下は6月29日付けで広島市長室藤本宛に、浜井への勾欄デザイン料についての謝意を記している。『丹下健三書簡綴』34頁(書簡23)

47 広島建設委員会は、広島商工会議所と県・市が中心となって組織され、広島県内戦災地の建設に協力し、その資金を募集することを目的としていた。主に海外からの寄付金の受け入れ機関となり、それを県や市に配分していた。『広島新史資料編Ⅱ』広島市、昭和57年、192-202頁

建設委員会で審議された際、浜井は「イサム野口氏が是非共設計させて欲しいと云うので地建に交渉したところ快諾を得たので野口氏に依頼したが、その後国庫からは設計委託料を支出できないと云うことなので広島建設委員会に諮った」と説明した⁴⁸。浜井は丹下からの依頼であることを伏せ、自らノグチにデザインを依頼したと述べたのである。その結果、複数の委員は市長が市議会に事前相談なくノグチに依頼したことを非難した。審議は二日にわたり、最終的に「市民の代表機関に対して其の承認なく市長が独断的措置を取りたることは遺憾であるので将来かかることなきよう嚴重に警告を發たるに對し右履行する旨の確約を得たので原案通り承諾する」と市会建設委員会委員長報告に記された上で、8月10日の市議会定例会で承認された⁴⁹。

建設省所管の橋の勾欄デザイン料を浜井が自らの責任で市から支出させたのは、平和記念公園の設計者丹下への配慮に加え、上に見た翌年4月の答弁中で自ら「非常に好き」だと明かしたように、前年三越でのノグチ作品展でまとまった数の実作を見、面談することもできたノグチの「アブストラク的な芸術」を浜井が高く評価していたからでもあろう。11月末のノグチを加えた浜井との面談に際して、丹下はノグチ案の制作と実施に自信のあることを示して浜井を説得したと思われる。浜井はノグチへの慰霊施設デザイン依頼を橋とは別の形で実現するべく、丹下の責任を明確にした上で市会建設委員会と建設省はもとより専門委員会の事前承認を条件にしたのである⁵⁰。

2-3) ノグチ案の制作期間と専門委員会での審議、及び否決理由

丹下健三の回想によれば、丹下と共に広島で市長の同意を得たノグチは、「東京に帰るなり」東大の丹下研究室で粘土による模型制作に励み、ノグチの結婚式(12月15日)の殆ど前日まで作業した⁵¹。帰京が11月29日以降として、12月14日までの僅か半月間で少なくともノグチ案の要となる石膏模型⁵²と、慰霊施設の全体像を表す図面 HPCNM001(図1、設計年月日1951年12月14日)が作成されたと考えられる。極めて短期間ではあるが、ノグチは前年の夏に慶應義塾新萬來舎のための彫刻〈無〉の原寸大模型、彫像〈若い人〉の1/2模型を含む三越での展覧会出品作二十数点を僅か2週間ほどで完成させた実績がある。彼の集中ぶりは作業場となった工芸指導所の剣持勇らを驚嘆させ、剣持はノグチを「千手観音」に喩えたほどであった⁵³。よって二週間はノグチ案の模型と総合計画図の制作期間として不自然ではない。

浜井答弁によれば、広島市は提出されたノグチ案を建設省に見せ、その後専門委員会で浜井も出席して協

48 「建設委員会会議録(昭和26年)八月八日(水)」広島市議会事務局市政調査課蔵

49 「建設委員会委員長報告昭和廿六年八月拾日」、「昭和二十六年広島市議会八月定例会議事速記録第四号昭和二十六年八月十日(金曜日)」151頁。共に広島市議会事務局市政調査課蔵

50 浜井は先の議会答弁の中で、「記念碑の責任者は市長」であるから「市長が独断でやることは可能」であるが、「この種のもの」は、すべて市民感情、あらゆる考え方、皆さんの気持ち、すべての人の意見を入れて、設計すべきである」との考えから、「まず専門委員会にかけ、しかして市議会の建設委員会にも相談」して決定したと述べている。
「議事速記録第十號」325頁

51 丹下「五萬人の広場」79頁

52 ノグチ案の模型は縮尺の異なる大小2種類が制作された。神奈川県立近代美術館葉山館所蔵品は大型模型(縮尺1:10)に当たり、慰霊施設彫刻部分の地上と地下を一体で表現したものである。小型模型(現存せず、縮尺不詳)は写真から判断して地上部分のみを表現していたと思われる。それぞれ周囲の建築部分模型と組み合わせて撮影されたコンタクトプリントがノグチ・ミュージアムに残されている。12月半ばまでに少なくとも彫刻部分の模型が作られたと考えられる。大小の模型とその写真については拙稿2019参照。

53 剣持勇「工芸指導所におけるイサム・ノグチ」『工芸ニュース』18(10)、1950年10月、19-23頁

議したが結論は一旦保留された。保留後専門委員以外の専門家を招いて二度目の協議をした結果、ノグチ案は難解で遺族の気持ちに副わないとの理由で否決され、広島市は丹下健三に「あらためて設計をしなおす」ように伝えたという。二度の協議で具体的に何が問題となったのか、設計責任者の丹下にどのような条件が示されたのかについて浜井は語っていないが、専門委員会の結論はノグチ案の修正ではなく全面否定であったようである。一方、委員のひとりであった岸田日出刀は後年の回想で、「この大切な記念施設のヘソに当たる慰霊堂は、何としても日本人の手による作でありたい。しかも当代稀にみるすぐれた青年建築家丹下健三が一等当選者となり、精魂を傾けてその計画設計に当たるべき慰霊堂の設計を、何で好んでアメリカの彫刻家イサム・ノグチにやってもらう必要があるのか？」と強く主張して委員会の賛同を得たと記している⁵⁴。外部専門家の氏名や2回にわたって審議した専門委員会の日付は明らかではない。

先行研究ではノグチ案否決の理由として岸田の「慰霊堂は日本人の手で」という論点が注目されてきた。ノグチ自身も、否決理由の一つは自分が外国人であることだと丹下から聞いたと広島市役所での記者会見で語っている⁵⁵。その後新聞、雑誌で展開されたノグチの慰霊碑をめぐる論争の起点としてこの論点を取り上げる研究者のひとり、歴史家ツヴァイゲンバーグは、朝鮮戦争での米軍の大規模爆撃を機に日本への原子爆弾投下の背後に人種主義的次元を読み取る議論が復活し、日本の知識層を中心に西洋中心的モダニズム志向から反米的かつアジアと連帯する立場へのシフトが生じたことを背景に、平和記念公園の「トランスナショナルなモダニティ」に包摂されていた人種主義思考がノグチ案否決によって表面化したと指摘する⁵⁶。

しかし岸田の反対意見には「日本人」の他に「1等当選者」という今一つの論点があることを看過してはならない。1948年、岸田は競技設計結果が往往にして実施と結びつかない日本の現状を是正すべく、日本建築学会において「建築設計競技執行基準」を取りまとめた。そこでは競技設計後の建築実施における1等当選案(協同提案も含む)の採用、設計監理の1等当選者への依頼を原則とする旨が明記され、さらに競技設計審査員は「当選案が正しき姿で実施されるよう」主催者と当選者を仲介する任務があるとされた⁵⁷。岸田が競技審査に加わった平和記念公園・記念館についても、着工後開かれた第3回と第4回の専門委員会で北村徳太郎、石本喜久治両委員が丹下の当選案を批判し、石本からは競技設計2等案を彷彿させる変更意見が出された。岸田は第4回専門委員会でこれらを悉く論駁し、かつて自ら審査評で批判した平和アーチを含めて当選案を擁護したのである⁵⁸。同じ顔触れの専門委員会でのノグチの慰霊施設案審議で、仮令日本人であっても丹下以外の者の設計を認めることは岸田にとって論外であったと思われる。上に見た岸田のふたつの論点の内、主眼は1等当選者の丹下が設計に当たるべきことにあったとみるべきだろう。この理由はまた、ノグチが岸田から直接聞いたとエンテンザ宛書簡で述べている理由、「1等当選者の丹下は外からの助力に頼ってはならない」とも一致す

54 岸田『縁』85頁

55 毎日新聞(中国版)1952年4月8日

56 Zwigenberg, "The most modern city in the world" 7, 10-11

この他、美術史家がノグチ慰霊碑論争を扱った次の論考がある。

Bert Winther, *The Rejection of Isamu Noguchi's Hiroshima Cenotaph - A Japanese American Artist in Occupied Japan*, *art journal*, 53(4), 1995, 23-27

57 日本建築学会設計競技基準委員会「建築設計競技執行基準に付て」『建築雑誌』746、1948年12月、1-4頁

58 「第3回専門委員会要点記録」11-14頁／「第4回専門委員会要点記録」5-10頁

る⁵⁹。岸田の記す通り「日本人」の論点が委員多数の賛同を得たとすれば、それは岸田が巧みに当時の反米的な世論動向を示唆して自らが目指す結論を得たということではないだろうか。第4回までの専門委員会の議論で「日本人」や慰霊堂をナショナル・モニュメントとする議論が出たことはない。岸田の「日本人」の論点は世界の平和運動の中心たることを目指す平和記念公園の主旨とも矛盾し、広島市が受け入れられるものではなかった。

ノグチ案図面5点の内、HPCNM002から005の4点の設計年月日は1952年1月24日から同28日にわたっている。これらも提出資料に含まれたとすれば、浜井の出席した最初の専門委員会は1月末から2月初旬に開催されたと推定される⁶⁰。ノグチ案を否決した2回目の専門委員会には浜井は出席せず佐々木建設局長が出席した。丹下の代替案、即ち我々の丹下案Bは、2月27日に開かれた3回目の専門委員会で承認され、建設省も同意し、上に見たように3月5日記者発表に付された。ノグチが記すように丹下が代替案の設計に4日の猶予しか与えられなかったとすれば、ノグチ案を否決した2回目の専門委員会は2月20日過ぎと推定される⁶¹。一方、ノグチへの不採用通知は3月上旬に浜井の通達によってもたらされたとされる⁶²。またノグチは、不採用を知ったのは決定後1週間近くたった後であり、その間丹下らと毎日顔を合わせて仕事をしていたと回想している⁶³。従ってノグチ案の制作は、1951年11月末頃に始まり、翌年1月28日までの期間に5枚の図面、大小の石膏模型、その写真が制作され、そして広島市への資料提出後も施工開始に向けて、提出図面に詳細寸法の記載がなかった彫刻部分や、「階段室」の浮彫付き青銅扉など細部の準備を含め1952年2月末または3月初頭まで続けられていたと考えられる⁶⁴。

2-4) 丹下案Bにおける家形埴輪のリアリズム的表現の理由

浜井の答弁によれば、専門委員会がノグチ案を不採用とした理由はノグチのアメリカ国籍ではなく、アブストラクトな慰霊碑は難解だというものである。僅かな時日のうちに代替案の提出を求められた丹下は、ノグチ案不採用に対する葛藤を抱えつつも、専門委員会で確実に採用されるデザインの必要性を認識しただろう。丹下が目指すモダニズム建築の新たなモニュメンタリティを実現しようとするならば、専門委員会で再びアブストラクトと見なされて受け入れられない可能性を十分予想したはずである。いわば窮余の策として、丹下は専門委員会の採用決定に目標を絞り、敢えて旧来の記念的建造物の手法であるリアリズムで歴史的手本を誰の目にも明白に印象付けることを意図して、家形埴輪の屋根部分を再現し且つそのことを説明文に明記したのではないだろうか。丹下案Bの記念碑の形態と神社風の配置は、1942年に「大東亜共栄圏建設記念営造計画競技設計」で一等当選した丹下の〈大東亜建設忠霊神域計画〉における神明造を模した本殿の、軒下に比し

59 岸田の真意は同じ回想中の些か皮肉めいた一文で暗示されているように思われる。「当の丹下君」が「慰霊堂の作者」にノグチを迎えたことに「むしろ大きな誇りと歓びを感じていたのかもしれない。もしそうだとしたら—どうもそうだったらしい—『弟子の心師知らず』と同君からうまれたことであろう」。岸田『縁』86頁／エンテンザ宛書簡2頁

60 先に見た4月8日付新聞報道によれば、ノグチ案を協議・否決した専門委員会(建設協議会と誤記される場合もある)は1月(読売新聞、日本経済新聞)とする記事と2月(中国新聞)とする記事がある。

61 論者は拙稿2019においてノグチ案否決を丹下代替案採用と同じ2月27日の専門委員会によるものとしたが、これは誤認であり、ここに訂正させていただく。拙稿2019、104頁

62 毎日新聞(全国版)1952年4月8日

63 イサム・ノグチ「モダンということ：広島問題にふれて(インタビュー)」『アトリエ』309、1952年8月、41頁

64 ノグチ案「階段室」については拙稿2020、22頁参照。

て著しく深い切妻屋根の形状と、棟を横向きとした配置を強く想起させる⁶⁵。この忠霊神域計画の当選案説明文の中で丹下は、「尚諸々のかたちには一切の歴史の確認なき偶然なるものを避けた。歴史の確認するかたちの中にこそ将来への大いなる発展の崩核がふくまれる故である」と記し、歴史様式参照の正統性を主張していた⁶⁶。丹下案Bで敢えてこの方式に立ち戻ったものの、丹下は平和記念公園・記念館競技設計当選案説明文に力説した通り、あくまでもその克服を目指していたことが丹下案BからCへの展開に表れている。丹下にB案をそのまま施工する意図ははじめからなかったと思われる。

イサム・ノグチはもとより浜井信三と丹下健三にとってもノグチ案の否決は予想外の結果であった。しかし平和記念都市建設五か年計画で昭和26年度実施を定められた慰霊施設は1952年3月中の着工を逃せば予算執行できなくなるため、浜井は苦渋の決断をせざるを得なかったのである。

広島市は丹下案Bをもって市議会承認を得、年度内着工を期して大林組と工事請負契約を交わした。但し本格着工は4月15日と報じられている⁶⁷。これは丹下案Bの作図終了日の翌日に当たる。その後丹下案Cの図面が5月6日頃までに作図された。5月末の段階では慰霊碑シェルの内側仮枠と玉垣の工事中で、6月初旬にはシェル外側仮枠が施工された⁶⁸。除幕式は8月6日であった⁶⁹。

第3章 慰霊堂から慰霊碑、そして記念碑へ： 浜井信三の慰霊堂ビジョンと慰霊施設名称の変遷

3-1) 記念施設としての慰霊堂と納骨：広島戦災供養会と「供養塔」新設問題

イサム・ノグチに関する評伝や先行研究では、ノグチ案《広島の死者のためのメモリアル》は「慰霊碑」とされてきた。その否決後に施工された丹下の実施案(丹下案C)は原爆死没者慰霊碑または慰霊碑と通称されるが、広島市における正式名称は「広島平和都市記念碑」であり、原爆死没者名簿を納めるとはいえ、その名称から慰霊施設としての性格は読み取りにくい。その一方で平和記念公園北端部、かつて「慈仙寺の鼻」(慈仙寺跡)と呼ばれた場所には今日「原爆供養塔」(図21)が存在し、その地下には納骨堂が設けられ、引き取り手のない原爆死没者の遺骨が納められている。

浜井信三の当初の計画は、平和記念公園の中心に「慰霊堂」を新設し、そこに1946年に仮設された慈仙寺跡の旧「供養塔」施設の納骨堂をはじめ市内各所に仮埋葬・保管された引き取り手のない遺骨を移し、新たな慰霊の中心とすることであった⁷⁰。戦後復興期の広島市の文書に見られる「慰霊堂」と「供養塔」は、どちらも納骨

65 ちなみに丹下は1953年、この本殿は「ハニワ風のコンクリートの版構造」であったと語っているが、発表当時の審査評では「鉄筋コンクリートに依る『神社』」と見なされていた。丹下のこの言葉は丹下案Bに適合すると思われる。

吉田五十八他「国際性・風土性・国民性・現代建築の造形をめぐって」『国際建築』1953年3月、4頁／前川國男「競技設計審査評」『建築雑誌』56(693)、1942年2月、960頁

66 『建築雑誌』56(693)、963頁

67 中国新聞1952年5月31日「着々『ハニワ型』」

68 ibid.及び毎日新聞(広島版)1952年6月8日「慰霊碑の建築着々進む」に掲載の写真

69 朝日新聞1952年8月6日(夕刊)

70 浜井信三『原爆市長』原爆市長復刻版刊行委員会、2011年、206頁／拙稿2019、102-103頁

する慰霊施設を意味する。広島戦後史研究では「供養塔」と平和記念公園の「慰霊碑」との関係は殆んど触れられていないが⁷¹、浜井の慰霊堂ビジョンには慈仙寺跡の旧供養塔施設に代わる「新納骨供養塔建設」を求める広島戦災供養会の運動が影響を及ぼしていた。

広島戦災供養会(以下「供養会」)は、遺骨の収集・供養を目的として1946年1月、広島市戦災供養会(会長は広島市長)として発足し、同年6月から7月にかけて慈仙寺跡に供養塔・納骨礼拝堂を建設(実務は広島市社会課及び建築課が担当)、その管理を所轄し、毎年の慰霊祭を主催してきた⁷²。1950年に政教分離の原則に基づき市から独立し、地元各界の代表者からなる民間組織へと改組された⁷³。旧供養塔(「戦災死没者仮供養塔」)は卒塔婆型の塔で、隣に「戦災死没者納骨堂及礼拝堂」が併設されていた。市建築課設計のこの建物は火灯窓をもつ仏教風の堂で、24尺四方の礼拝堂の背面に幅12尺、奥行6尺の延長部を付して納骨堂としていた(図20)。建設以来、引き取り手のない遺骨の中心的な安置場所となり、毎年8月6日の慰霊祭の中心施設であった。木造、モルタル壁、枡葺き屋根ながら竣工後数年の内に老朽化し、恒久的な納骨・慰霊施設の建設が強く求められるようになった⁷⁴。その運動の中心となったのが供養会である。

1950年5月19日に開催された広島戦災供養会役員会への報告書に、同会会長(川本精一市議会議員)、同理事長(柿原政一郎)らが慈仙寺跡の供養塔施設に代わる慰霊施設案について浜井信三市長と大島六七男助役に面談した際の間答が記されている。それによれば浜井は「記念公園原案を図示して」、「設計者の案による超宗教的な記念碑(又は塔)を納骨堂(地下室とし度)の上に立て、外国の無名戦死者記念碑に似たるものとし度」との案を示した。これに対し柿原理事長が「納骨塔は礼拝法要に適する建築物を伴はねばならぬ」と主張すると、

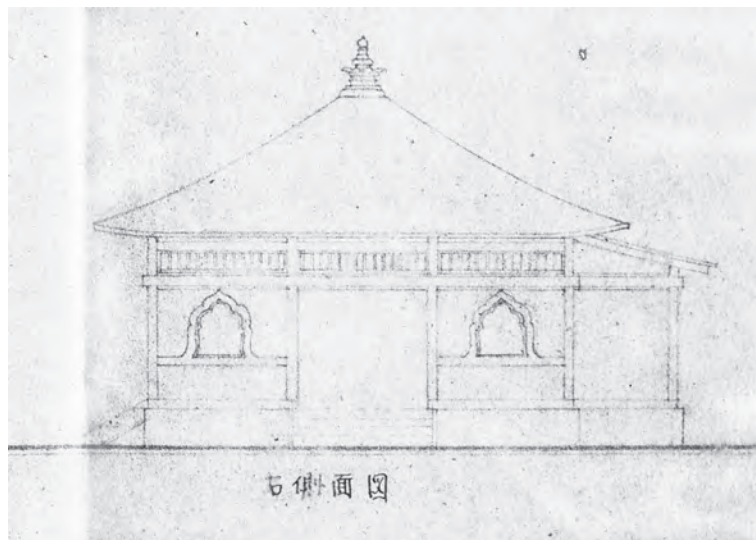


図20 広島市(復興局)建築課《戦災死没者納骨堂及礼拝堂設計図》より「右側面図」1946年7月。本文註72参照。広島市公文書館蔵。仏教風の堂が礼拝堂、右手の張り出し部分が納骨堂である。

71 宇吹堯『ヒロシマ戦後史』岩波書店、2014年、228-232頁／堀川恵子『原爆供養塔忘れられた遺骨の70年』文藝春秋、2018年、42-44頁

72 「工事施工伺 戦災死没者納骨堂並礼拝堂新築工事 昭和二十一年七月二十二日」、「昭和二十一年五月 金銭稟議決裁簿 供養会」広島市公文書館蔵／広島戦災供養会『慰霊の記録 原爆供養塔』2017年

73 供養会『原爆供養塔』9頁／広島市ホームページ「原爆供養塔ができるまで」<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/atomicbomb-peace/15507.html>(参照2023-1-11)

74 慈仙寺跡の納骨・礼拝堂の詳細については同新築工事の伺書中(上記註72)の仕様書による。

浜井は「それならば公園計画以外の別箇所」はどうかと応じた。柿原は「公園内に納骨塔を設ける場合宗教的な礼拝堂を敷設する事は寧ろ当然で」あり、「超宗教といふのは無宗教又は宗教排斥の意ではない筈」と反論した。対して浜井は、向後川本会長と対談を重ね、設計者の意見も聞きながら「調節の工夫を考へる」と返答した。また慰霊施設の財源が確保できていないとの大島助役の説明に対し、供養会は七回忌(1951年8月6日)までに納骨を急ぎたいと述べた⁷⁵。柿原は1946年広島市に戦災死没者の遺骨整理と供養塔建立を直接働きかけた人物である⁷⁶。

この面談の日付は判然としないが、役員会開催告知が5月17日なのでその日までに行われたとみられる。報告書中の「設計者」とは丹下健三である。平和記念公園慰霊施設に関して以下の3点が注目される。

①浜井は訪米以前、しかも丹下からノグチの情報を得る前から、丹下の競技設計当選案の慰霊碑に地下室を設けて納骨する案、即ち慰霊碑の慰霊堂化を考えていた。

手本として外国の無名戦死者記念碑が挙げられたが、浜井は第4回専門委員会でアーリントンの無名戦士の墓に言及した際、それを訪米まで「知らなかった」と述べているので、ここでは他国の事例を考えていたと思われる。それを浜井が何によって知ったのかを示す資料はないが、専門家の助言を受けたとすれば、丹下は既に平和アーチ東側に慰霊堂を配置する案(図15)を出していたので考えにくく、岸田日出刀がパリの凱旋門下の「無名戦士の墓」の碑と地下の棺の例を助言した可能性が考えられる⁷⁷。この面談の少し後、丹下は広島市長室宛て1950年5月27日付書簡の中で、イサム・ノグチと会ったことを初めて報告し、ノグチが平和記念公園の平和広場を掘り下げて傾斜をもたせ、これに面する慰霊碑敷地を舞台状に高くする提案をしたが、「小生らも考えていたこと」なので実施したいと記している⁷⁸。この提案から「慰霊碑付近に関するノグチの構想」が既に始まっていたとする先行研究があるが⁷⁹、仮にノグチの提案が地下室と関連するのであれば、浜井の地下室構想を丹下が先に受け、それを聞いたノグチが丹下の考えと同様の助言をしたとみる方が自然である。

②この時点での浜井は、公園内慰霊施設には超宗教的な碑を置き、礼拝法要のための建築物(礼拝堂)は認められないとしていた。

③供養会は平和記念公園内であっても、納骨施設だけでなく、宗教的祭祀のための礼拝堂の設置を強く主張した。柿原の言葉から、「超宗教的な碑」に対する反発が読み取られる。これに対し浜井は「調節の工夫」を検討するとした。

75 広島戦災供養会「御案内」(役員会開催案内)1950年5月17日／同「報告書」1950年5月19日。共に広島市公文書館蔵。「報告書」には浜井らとの面談が「本日」とあるが、和文タイプ印刷であること、「御案内」には役員会が5月19日午前10時開催とあることから、面談は5月17日以前と考えられる。

76 浜井『原爆市長』101-102頁。柿原(かきばる)政一郎(1883-1962)は元衆議院議員(1920-1924)、元宮崎市長(1935-37)、元宮崎県会議員(1937-1942)。社会活動家、実業家でもあり、1924年広島臨港土地株式会社を設立、宇品地区の開発事業を行った。1945年広島市宇品の自宅で被爆。1946年広島市戦災供養会顧問、1950年広島戦災供養会理事長(1961年名誉理事長)。荒川如矢郎『柿原政一郎』柿原政一郎翁顕彰会、1977年

77 先述のように、岸田は第4回専門委員会で浜井の地下室案を支持し、パリの無名戦士の墓に言及している。

78 『丹下健三書簡綴』40頁(書簡13)

79 越前「広島計画」137頁

供養会は浜井・大島との面談後、1950年9月11日役員会において、平和記念公園ではなく広島城址(大本営跡)に「新納骨供養塔」を昭和25年度内に建設し、そこに翌年6月までに旧供養塔と市内に分散安置された遺骨を納め、七回忌法要にあたる8月6日の慰霊祭に間に合わせるよう求める意見書「広島に於ける平和都市建設並に戦災者供養に関する意見書」を決議し⁸⁰、1950年11月8日に「広島戦災供養会趣意書」と共に請願書として市に提出している⁸¹。先の浜井との面談における柿原は、平和記念公園への設置自体に反対していたわけではなかった。城址への設置案はその後の供養会内での議論で新たに提案されたと考えられる⁸²。趣意書では供養祭祀の重要性が強調され、「宗教的な精神感動を排斥し去らんとするは、共産党的唯物論である」とし、「犠牲者の供養祭祀が宗教的な形式を採用するといふだけの事実で、公的保護を拒むのは妥当でない」と主張している。これは浜井の言う超宗教的な碑と、礼拝堂排除論への批判とみられる。広島城址への設置については、「広島県市民と遺族達との強き要望に鑑み、歴史的、精神的繋がりのもっと深い」ことを理由としている⁸³。

広島市議会は供養会の請願を1950年12月11日、広島市議会建設委員会(以下「市会建設委員会」)に請願「戦災者納骨堂建設に関する件」として付議する。その審議記録は3点伝わるが、結論の表現に微妙な違いが認められる。まず委員会会議録(抄録)では、佐々木銑復興局長(当時)が「大本営跡に建設の要望なるも、平和記念塔の中へ500万円(2/3国庫補助)でつくる計画があるから2箇所へ建設する必要もないと思うので記念塔に作ることで了承願いたい」と述べた。「平和記念塔」とは丹下の平和記念公園計画中の平和アーチを指す。これに対し委員長が「一箇所^{ママ}に作ることに決して異議ないかと諮り賛成決定す」とある。次に同委員会の開会結果報告では、「市の計画予定の記念塔に作ることに折衝することを要望し採択と決定」とある。これを受けた12月23日市議会の議事速記録によれば、市会建設委員長が「請願者より大本営跡西側に建設されたいとの要望もありますが、平和記念塔に建設する市の計画がありますので、市理事者において請願者と協議の上、一箇所に建設するよう要望いたして、納骨堂建設方を承認、本請願を採択」したことが報告され、「報告通り請願を採択すること」が承認された⁸⁴。市は5月の供養会への浜井の説明通り平和記念公園への慰霊堂設置計画に一本化することを求めたのであり、これを承認するのであれば城址への設置請願は「採択」とはならないはずである。市議会の結論は市の案を供養会の城址案と併記した上で納骨堂の一箇所への建設を強調し、設置場所について明確な判断を避けている。市が請願者(供養会)と「協議」して決めればよいと、いわば市に下駄を預け

80 広島戦災供養会「第五回役員会報告」1950年9月11日／同「広島に於ける平和都市建設並に戦災者供養に関する意見書」(案文)1950年9月6日。共に広島市公文書館蔵

81 広島戦災供養会長砂原格「新納骨供養塔建設ご協力方懇請について」1950年11月30日／広島戦災供養会「広島に於ける平和都市建設並に戦災者供養に関する意見書」(以下「供養に関する意見書」)／同「広島戦災供養会趣意書」(以下「供養会趣意書」)1950年8月6日。3点は一綴りの文書。広島市公文書館蔵／中国新聞1950年11月9日「新納骨供養塔の建設を陳情」

82 供養会は1950年8月7日緊急理事会を開き、「広島戦災供養塔の位置決定に関し」協議している。砂原会長名の理事宛て開催通知のみ現存し、議事録はない。

広島戦災供養会長「緊急理事会開催について(仮題)」1950年8月4日、広島市公文書館蔵

83 「供養会趣意書」

84 「建設委員会会議録十二月十一日」、「建設委員会結果報告十二月十一日」及び「昭和二十五年十二月二十三日議会速記録」『広島市議会会議録昭和25年(1)』、広島市議会事務局市政調査課蔵。

これら議会の記録中に請願者名は記されないが、内容から11月8日に広島戦災供養会が提出した請願と同一とみられる。

たのである⁸⁵。市議会に対する供養会の影響力の大きさが窺える。この時の市議会議長砂原格は供養会会長でもあった。

広島市は設置場所に関して供養会の納得を得られなかったようである。請願提出直後から「採択」後にかけて開かれた第2回から第4回までの専門委員会で、広島市は「市の有力者たち」が日清戦争時の大本営跡である城址をはじめ御便殿跡などのいわゆる聖跡への慰霊堂設置を求めていることを述べ、それらの問題点を指摘している⁸⁶。また専門委員会と並ぶ平和都市建設に関する市長の諮問機関として、市民の意見を聴取するために設置された「広島平和記念都市建設協議会」の第2回会議(1951年3月30日)では、委員長の藤田若水(元広島市長。後に供養会会長)が供養会を代弁して市の平和記念公園への慰霊堂設置計画を批判し、城址への設置を強く主張した⁸⁷。

第4回専門委員会での浜井の慰霊施設提案では、「小さな慰霊碑」と納骨のための地下室に、「その(碑の)前で祭りのできる施設」として「吹き抜けの礼拝所」が加えられていた。この「祭り」とは宗教的祭祀と解される。先に浜井が供養会に対し礼拝堂の平和記念公園への設置に反対したのは、同専門委員会で納骨施設を地下にする理由として浜井が挙げた「GHQの指令」(政教分離の原則)によるものと考えられる⁸⁸。しかし城址への新納骨供養塔設置請願を受け、浜井は先の面談における供養会柿原理事長の礼拝堂要求に配慮し、地下納骨室と吹き抜けでつながる舞台状の礼拝所を設けることで、平和記念公園での宗教的祭祀を可能としつつ、堂(上物)としないことでGHQの指令との調整を図ったとみることができる。浜井はアーリントン墓地を訪れた際、石棺状の「無名戦士の墓」(1932年設置)を囲む「プラザ」と呼ばれるテラスから「祭りのできる施設」のイメージを得たと思われる⁸⁹。それは供養会に約束した浜井の「工夫」であり、やがて丹下案Aの「祭壇」とノグチ案の「演壇」として具体化される。こうして浜井はあくまで慰霊堂の平和記念公園への設置を目指し、専門委員会の支持を得たのである。

85 広島戦後史の研究者宇吹暁は1953年11月25日の中国新聞記事を引用し、1950年11月の供養会の納骨堂請願に対し市会建設委員会は「現在地への再建を認めた」と記しているが、これは市議会の玉虫色の結論を後年供養会側から解釈した記事と思われる。供養会は1953年に城址ではなく平和記念公園内の旧供養塔施設現地再建を請願するが、記事はこの1950年12月の市議会の結論をその論拠として主張していると理解される。

宇吹暁『平和記念式典の歩み』財団法人広島平和文化センター、1992年、101-102頁／中国新聞1953年11月25日「納骨堂供養塔 現地再建の陳情 広島戦災供養会が決議」

86 「第2回専門委員会要点記録」2頁、4頁／「第3回専門委員会要点記録」13頁、14頁／「第4回専門委員会要点記録」3-5頁

87 「第2回広島平和記念都市建設協議会要点記録」1951年3月30日、22-24頁

88 「第4回専門委員会要点記録」5頁。ここで浜井が公設の戦災死没者慰霊施設の指標とした「GHQの指令」が具体的に何を指すかについては日本政府を介した規制等を含め引き続き調査したい。W.P.ウッダードによれば、GHQで政教分離と信教の自由に関する政策を担当した総司令部民間情報教育局(CIE)宗教課は、日本政府を介して当初国や地方自治体による戦没者の記念碑の建立を規制したが、その後公的な戦没者追悼施設が存在しなかったため国民の不満が高まり、戦没者のための神社が公的な施設と見なされるようになり、政教分離と信教の自由の原則に逆行する危険があると判断した。そこでCIE宗教課は方針を転換し、戦没者記念碑規制の修正に反対しない旨を日本政府に口頭で伝えたという。その際、記念碑は「ほどの大きさ」に限られ、「宗教的象徴」をもたず、教育施設または宗教施設の敷地に建立すべきでないことなどの条件が付された。

この口頭伝達の時期は明記されていないが、文脈から1948年5月以降と思われる。戦没者記念碑が可能であれば、戦災死没者のそれも同様に解釈できる。上記の大きさと宗教的象徴なしの条件は浜井の指標と重なっている。ウィリアム・P・ウッダード(阿部美哉訳)『天皇と神道』サイマル出版、1972年、180-181頁

89 1950年当時のアーリントン国立墓地無名戦士の墓周辺の様態については下記の史料を参照した。
G.カート・ピーラー(島田真彦他訳)『アメリカは戦争をこう記憶する』松籟社、2013年、194-195頁

浜井が「無名戦士の墓」を手本としたのは、それが「宗派を超越した」意匠であると同時に、公的な「記念施設としての墓」であったためと考えられる。但しそれは戦前の忠霊塔的な意味においてはではない。平和記念公園慰霊施設が「戦没者」ではなく「戦災死没者」のためであることは、第3回専門委員会の席上、広島市が護国神社への合祀案を「ピカドンの犠牲者は別にまつりたい」として退けたことから明らかである⁹⁰。浜井は自伝の中で、「この記念公園を市民の憩いの場とすると同時に、公園の中心に慰霊碑を建てて、永遠の平和を祈念する、市民の精神涵養と鼓吹の場とする」構想であったと述べている⁹¹。浜井にとって慰霊堂こそ平和記念施設の中心であった。戦災死没者の慰霊施設が平和記念施設となるのは、その犠牲が戦争終結をもたらしただけでなく、核兵器使用の結果を世界に示し、人々に恒久平和の必要を理解させ、国際的平和運動を導くと考えられたためである。そこには国家的意味合いはなく、忠霊塔や欧米の無名戦士の墓がナショナル・メモリアルであることと性質を異にしている。また、身元不明の一戦死者を代表として埋葬する無名戦士の墓に対し、広島市の慰霊施設は将来発見される遺骨を含め引き取り手のないすべての戦災(原爆)死没者の遺骨を納める。それが爆心直近の平和記念公園にあることで、戦災を現場で象徴するのである。この点も米仏の「無名戦士の墓」が首都の既存の記念施設内に作られたことと異なる。

浜井は広島では仏教徒が多いので仏教風にしてはとの意見もあるが、慰霊堂は特定の宗派に偏らない意匠であるべきだと強調し、この原則を占領終了後将来にわたり尊重する意向を示している⁹²。それは旧供養塔施設の仏教風建築からの脱却を示唆している。供養会の請願提出の翌日に開かれた第2回専門委員会においても、浜井は「私個人の考えから申しますと慰霊堂はセンスのすっきりとした宗教にとらわれないメモリアルなものとして作りたい」と述べている⁹³。メモリアルなものとは記念施設の意味であろう。丹下のモダニズムやノグチのアブストラクトはそうした浜井の意向に適った意匠を可能にするものであった。新たな慰霊施設をめぐる供養会と浜井のビジョンの相違は、浜井が「平和記念施設」としての慰霊堂を目指したのに対し、供養会は供養祭祀のための供養・納骨塔を求めたことにあり、彼らは「超宗教的」な記念施設(または記念碑)を望んでいなかったのである。供養会は納骨供養塔を「県市民崇敬のシムボル」(「国民」ではない)とし、「広島のもっと精神的な場所」である城址に設置することで、平和運動に「具体的な精神的な基盤を与えたい」と主張したが、そこにはイデオロギー的動機よりもまず、コミュニティの死者を市中の最も尊い場所に祀りたいという、死者への敬意をめぐる当時の人々の伝統的な心情が読み取られるべきであろう⁹⁴。他方、城址即ち明治天皇の「大本営跡」を拠り所とするその「精神」が、封建時代と明治以降戦前までの帝国日本の精神と繋がることも否定しがたい。広島市はそうした場所を公設の戦災死没者慰霊堂の立地としては不適切と考えたのである。供養会の請願に対する広島市の一連の動きは、戦災死没者慰霊堂を平和記念都市の象徴としたい浜井の意向に基づき、

90 「第3回専門委員会要点記録」13頁

91 浜井『原爆市長』206頁。この回想(1967年初版)では慰霊堂ではなく慰霊碑となっている。

92 「第4回専門委員会要点記録」4-5頁

93 「第2回専門委員会要点記録」3頁

94 「供養会趣意書」及び「供養に関する意見書」。先述の第2回広島平和記念都市建設協議会における藤田若水は、「最も尊い場所に祀る」ことを主張している(前註87参照)。宗教的事柄の社会的地位に関する日本人の伝統的な見方の一例とし、GHQ・CIE宗教課のスタッフであったウッダードは興味深い指摘をしている。GHQは政教分離が宗教を国家の拘束から解放し、その社会的地位を高めると考えていたのに対し、「日本の伝統的な見かた」では、宗教が政府とのかかわりあいを失うことでその地位は低下すると受け取られたという。ウッダード『天皇と神道』216頁

戦前の思想と価値観からの脱却と新憲法下での思想及び信教の自由を新たな慰霊施設の前提としていたことの表れとみてよいであろう。

3-2) 慰霊堂から慰霊碑へ

広島平和記念公園慰霊施設についての諮問に対し、専門委員会では第2回(1950年11月9日)から浜井提案のあった第4回(1951年2月21日)まで一貫して「原爆犠牲者の遺骨及び銘を納める」ための「慰霊堂」について議論されていた。ところが、1951年8月6日付の専門委員会の答申(「意見書」)では、「慰霊堂」の文字は消え、代わりに「慰霊施設」とされ、浜井提案にあった「納骨」や「地下室」にも触れられていない⁹⁵。

考えられる理由のひとつは、第4回専門委員会で浜井が地下室を提案した際、「公園の中には堂より碑がよい」⁹⁶と述べたことを受け、その後の議論で慰霊堂と慰霊碑の呼称が混在していったことが考えられる。但しこの会議では納骨施設とする前提が揺らぐことはなかった。この議論の後に発行された広島市『市政要覧昭和25年(1950年)版』でも平和記念施設として「慰霊堂」を昭和26年度に予算400万円で設置する旨が記されている⁹⁷。

丹下がノグチの設計参加を発意したのは「慰霊堂」を任せる意図からであるが、現存する広島市長室宛の丹下書簡を見る限り、丹下は1950年8月から9月の段階ではノグチの「平和塔」もしくは「記念作品」を平和記念公園に誘致したいと記していた⁹⁸。その後浜井にノグチを伴う面談を要請する1951年5月1日付書簡ではじめて丹下は「イサム野口氏、慰霊堂のこと」と記し、広島訪問後の6月29日付書簡では対象を「慰霊碑」と改めている⁹⁹。広島市が1951年12月にまとめた「広島平和記念都市建設計画」でも平和記念施設の欄に「慰霊碑」と記されている¹⁰⁰。

第1章で見たように、丹下案A、B、Cいずれも納骨設備を持たず、施設名としての図面標題も丹下案Aは「慰霊碑」であった。ノグチ案の図面標題も「慰霊碑」であり、「納骨」は指示されていなかった。これらの資料から見て、1951年6月頃、広島市における慰霊施設の名称が「慰霊堂」から「慰霊碑」へと変わったと考えられ、その背後には慰霊施設への納骨が問題視されたことが窺える。

3-3) 納骨施設に対する「建設省の反対」と「公園施設基準」

浜井は回想録の中で、平和記念公園の「慰霊碑」地下室への「納骨」が認められなくなった理由として、「遺骨を収めればそれは墓である。普通公園に墓を作らせるわけにはいかない」との理由で「政府」(建設省)が反対し

95 専門委員会「意見書」4頁

96 「第4回専門委員会要点記録」4頁

97 広島市『市勢要覧昭和25年(1950年)版』1951年3月31日、140頁

98 「丹下健三書簡綴」35頁、37-38頁、(書簡15、16、20)。これらの書簡で丹下がノグチへの依頼対象を「平和塔」、「記念作品」と記しているのは、丹下が慰霊堂と自らの平和アーチを合わせて「記念作品」と称し、これをノグチに委ねようと考えていたことを示唆する。

99 「丹下健三書簡綴」34-35頁(書簡22、23)。1951年6月12日付中国新聞記事は「イサム・野口氏来る ヒロシマの『慰霊碑』設計」と題され、記事中のノグチのコメントも「『慰霊碑』といったものを設計してみたい」とある。同様の表記が同日付毎日新聞記事にも見られる。

100 下記註106参照

たと記している¹⁰¹。既往文献ではしばしば「公園法」が建設省の反対の論拠とされてきたが、「都市公園法」の成立は1956年でありここには該当しない¹⁰²。この時点で注目すべき公園緑地関係の規制としては、「都市公園法」成立に向けた前段階として1951年6月7日付建設省都市局長名で都道府県知事に通達された「公園施設基準」がある。

通達「公園施設基準」は、元来先進諸国に比して面積的に甚だしく僅少な日本の都市公園が、戦後復興の中で様々な非公園的施設の用地として転用される事態が頻発し、それによって機能停止に至る公園が増大しつつある状況を防止すると共に、公園の機能を十分に発揮し、利用の増進を図ることを目的として定められた。その内容は、公園内の「施設に対する制限は厳重でなければならない」との方針の下に、「適切な施設」を具体的に列挙し、公園敷地に対する建築の面積比率等を定めている。列挙された公園施設の中に墓は含まれない。適用対象には「都市計画事業または特別都市計画及び別途事業により营造物として設置した公園並びに建設中の公園」が含まれる¹⁰³。

「公園施設基準」通達の時期はノグチが丹下と共に初めて広島を訪れ浜井と面談する直前に当たる。浜井の回想にある「政府の反対」とはこの通達と関連しており、その反映として広島市は納骨する慰霊堂から納骨しない慰霊碑へと名称変更したと解釈することができる。

しかしながら、「公園施設基準」の広島平和記念公園への適用については次のふたつの点で疑問が残る。

- ①「公園設置基準」を作成した建設省都市局施設課は、広島平和記念公園・記念館建設の国庫補助を所轄しており、その計画段階から広島市と密接な連絡を取り合っていた。さらに課内で「公園施設基準」が準備されていたと思われる1951年1月と2月に、東京の広島市役所平河寮で開催された第3回及び第4回の専門委員会に同省から八嶋三郎都市局長と佐藤昌施設課長が出席していた。彼らは平和記念公園の慰霊堂が納骨施設であることを知っていただけでなく、専門委員会議事記録を見る限り、広島市による納骨の説明に一切反対せず、「慰霊堂」の昭和26年度着工に前向きな姿勢を示していた¹⁰⁴。
- ②佐藤昌は後年の座談会で、広島・長崎の記念公園はいずれも「記念施設」と位置付けられ、「公園とは言えなかった」と述べている¹⁰⁵。広島市が1951年12月に建設省に提出した「平和記念都市建設計画」でも、平和記念公園は「記念施設の部」に分類され、国庫補助対象とすべきその他の大小公園を列挙した「公園緑地並びに公園道路の部」とは区別されている¹⁰⁶。専門委員会で八嶋、佐藤らが納骨に反対しなかったことはこうした理解に基づいていたと考えられる。

それにも拘わらず、1951年6月の「公園施設基準」通達を機に建設省が平和記念公園の納骨施設に異を唱えた

101 浜井『原爆市長』206頁

102 『炎の日から20年—広島の系譜2』中國新聞社、1966年、248頁

103 長松太郎「公園施設基準について」『公園緑地』3(13)、公園緑地協会、1951年10月、41-43頁

104 「第3回専門委員会要点記録」14頁

105 「座談会 公園緑地行政のあゆみ—歴代公園緑地担当課長は語る—」『公園緑地』38(1)、37頁

106 「広島平和記念都市建設計画」1951年12月広島市長濱井信三から建設大臣野田卯一宛。昭和26年12月6日広島市議会建設委員会議事録(広島市議会事務局市政調査課蔵)に添付の資料。

とすれば、それまでの姿勢を急遽転換したということであり、些か唐突の感を禁じ得ない¹⁰⁷。

平和記念公園慰霊施設への納骨断念は、広島市にとって上に見た供養会や市議会への納骨堂新設の説明が無効になることを意味する。このような情勢にも拘わらず、浜井信三は1951年10月の丹下との面談及び11月末のノグチ、丹下らとの合意においても慰霊施設の地下室案を放棄しなかった。地下室は納骨と名簿のためであったが、丹下案Aでは名簿のための「記名室」とされた。この「記名室」に「大人の寝棺5杯分」と浜井が述べた遺骨を納める余地は見出せない¹⁰⁸。ノグチに対しても「犠牲者の名前を納める場合は地下にせよ」との条件が示された¹⁰⁹。実際、納骨場所とする指示はノグチ案の図面にも見出されないが、ノグチの地下室は丹下案Aに比して5倍の面積を擁し、将来の納骨にも対応しうる余地があるといえよう。通達を受けた広島市は地下室に納める対象から遺骨を一旦除外し、名簿のみとすることで公園施設基準との整合を図ったと考えられる。それほどまでに広島市が地下室に固執したのは、それまでの経緯を踏まえ、建設省の通達にも拘わらず将来の納骨を視野に入れていたからではないかと推測される。浜井は先の答弁中で、ノグチ案は「建設省にも通ら」なかったと述べた。建設省都市局施設課は、同案提出で初めて広島市が地下室案を維持していることを知り、納骨問題と絡めて公園施設基準を盾に強く反対したのではないだろうか。それ故丹下案BとCは地下室なしで設計されることになったと推測される。

3-4) 慰霊碑から記念碑へ

ノグチ案に代わり専門委員会と建設省に承認された丹下案Bは1952年3月11日、市会建設委員会に議題「平和記念碑の設計について」として上程された。佐々木銑建設局長が資料を示しながら、工費300万円のうち3分の2が国庫補助であること、この碑の設計者は丹下健三東大助教授であること、近々着工し5月末までには竣工させる見込みであることを説明し、委員の賛同を求めた。これに対し委員からは「供養塔」とこの碑との関係はあるのか、「市は平和公園内に供養塔の建立を許す意志があるのか」との質問がなされ、佐々木は記念碑と供養塔が「全く別個」であり、供養塔の公園内建立については「市長の意見を聞かなければ返答できない」と述べた。また委員長長の「これは二十六年度で施工するのか」との質問に、佐々木は「左様である。年度内に施工しないと予算が打ち切りになる」と応え、丹下案Bは市の原案通り承認された。なお同会議録中にノグチ案への言及はない¹¹⁰。

委員の質問は上に見た1950年12月の市会建設委員会における、城址への納骨堂建立を求める供養会の請願

107 広島平和記念公園・記念館の建設時期が、建設省を中心に都市公園法制定の機運が高まりを見せていた時期と一致することは注目される。同法成立の経緯は内山正雄の下記解説を参照。丹下、ノグチが広島で浜井と面談して間もない1951年6月26日には同市内で建設省の外郭団体(当時)である公園緑地協会(専門委員会委員の北村徳太郎は同協会の理事長)主催の「第7回大都市並びに中国四国地方公園緑地協議会」が開催された。毎日新聞広島版によれば、同会には「六大都市を含む二十県、二十四市代表が出席して」「公園の維持、管理を法文化する公園法の制定促進を決議」した。同会の記録は入手できなかったが、内山によれば「『公園施設基準』の実施運営が報告された」。公園緑地協会は昭和11年に設立され、事務局は内務省(戦後建設省)施設課に置かれた。

内山正雄「都市公園法成立経緯管見」『造園雑誌』46(3)、217頁／毎日新聞(広島版)1951年6月28日

108 「第4回専門委員会要点記録」9頁

109 エンテンザ宛書簡1頁

110 「建設委員会会議録(昭和二十六年)三月十一日(火)」(摘録。昭和26年度会議録であり、日付は1952年3月11日を指す)広島市議会事務局市政調査課蔵

に対して市が平和記念公園内の平和記念塔の中に建てるのでこれに一本化したいとした説明と、丹下の「記念碑」との関係を問いただしたのである。請願審議に際しても説明に当たった佐々木の今回の返答から、記念碑は納骨施設(供養塔)ではないが、市は必ずしも納骨堂新設を放棄したわけではないという苦しい立場が伝わってくる。地下室をもたない丹下案Bの慰霊碑はこうして「平和記念碑」または「記念碑」として承認された¹¹¹。広島市の平和記念公園中心への慰霊施設一本化計画は事実上頓挫し、浜井の記念施設としての慰霊堂案は記念碑として実施されることになった。

ノグチ案の慰霊碑(地上部高さ2.5m、幅約4.7m)と比較するとはるかに大きな丹下案Bの記念碑は浜井提案の「小さな碑」ではなく家形の「上物」であり、浜井が回避しようとした堂そのものに見える。その意味でも慰霊碑から記念碑への改称は広島市の苦肉の策であったようにも思われる。

丹下案BからCへの変更にあってもはや専門委員会は開かれなかった。中島慈仙寺跡の旧供養塔施設は残された。供養会は1953年、城址ではなく旧供養塔施設と同じ場所への供養塔・納骨堂再建を請願する旨決議した¹¹²。それが市によって今日ある「原爆供養塔」(図21)として恒久的な姿に再建されたのは1955年8月である。設計は専門委員会の委員のひとりであった石本喜久治である。御陵を模した直径16mの円形土盛りの頂上にモダンな相輪塔を、地下に納骨堂を配する。礼拝堂はないが、地上の碑と地下納骨堂という平和記念公園慰霊施設の要件は踏襲されている。但しデザインは供養会が求めた宗教的色彩を感じさせる。平和記念公園内の納骨施設再建に当たり、市の佐々木建設局長は史跡建築物の改修と称して建設省の反対を論破したと伝えられる¹¹³。浜井信三が当初納骨と祭祀可能な記念施設としてイサム・ノグチと丹下健三に託そうとした平和記念公園の慰霊施設は、こうして死没者名簿を納める丹下の「広島平和都市記念碑」と、遺骨を納める石本の「原爆供養塔」に二分された。



図21 石本喜久治《原爆供養塔》1955年。土盛りと頂部の相輪塔から成り、土盛り地下に納骨堂がある。提供：広島平和記念資料館

111 広島市『市勢要覧昭和26年版』(1952年7月31日発行)186頁では、「平和記念施設5ヶ年計画及び工事進ちょく状況」一覧に「記念碑」と記されている。

112 中国新聞1953年11月25日

113 『炎の日から20年』254-255頁

結び

平和記念公園慰霊施設設計案を作品案の変遷としてみると、建築図面が存在しない2案：①競技設計当選案の平和アーチ直下の慰霊碑、②平和アーチ東側の慰霊堂、そして図面化された4案：③丹下案A、④ノグチ案、⑤丹下案B、⑥丹下案C(実施案)の実に6案が構想または制作された。

広島市の戦災死没者慰霊施設設計案の歴史は上に見たように複雑である。そこには広島市の平和記念公園建設設計案だけでなく、中島慈仙寺跡の旧供養塔施設の再建をめぐる供養会と広島市のビジョンの違いという広島特有の事情が大きく作用していた。そうした中で浜井信三は主体的かつ積極的に自らの慰霊堂ビジョンを提示した。それは単なる記念碑ではなく、記念性と機能を併せ持つ慰霊施設であった。記念性とは平和記念公園の中心として被爆都市広島を象徴することであり、機能とは、公的または一般の慰霊の場であるだけでなく、引き取り手のない原爆死没者の遺骨すべての安置場所となり、肉親の遺骨を得られなかった遺族たちのための私的な宗教的祭祀の場ともなることである。これは戦争の記念施設として特殊な例である。例えば米国の両世界大戦後の戦争記念施設をめぐる議論には、精神的象徴としての彫像や塔などの記念碑か、市民生活向上に役立つ学校、図書館、コミュニティ・ハウスなどの公共施設に銘板を掲げた「活用できる(リビング)メモリアル」か、というふたつの潮流があったが、浜井の象徴と機能の融合はこれとは異質である¹¹⁴。納骨・祭祀の機能を重視した供養会も、城址(大本営跡)への設置によって記念性を求めた。しかしその場所は封建時代と明治以降敗戦までの軍都広島を象徴に他ならない。市議会が浜井に突き付けた大本営跡か平和記念公園かの選択肢は、戦前日本の古い近代の継続か、戦後民主主義の新たな近代かの選択である。浜井は慰霊施設の記念公園への設置を一貫して追求し、また納骨を禁じられても地下室案を維持した一方で、大本営跡には何も建てず緑地の公園とすることを主張した¹¹⁵。浜井は新たな近代を選ぶ一方で、古い近代を覆い隠そうとしたのではなかった。

イサム・ノグチは彼の《広島のためのメモリアル》について、地上の碑は「すべての人が見て思い起すため」、地下室は「遺族の慰めのため」と説明した¹¹⁶。ノグチはこの課題の特殊性をよく理解していたと思われる。丹下健三にとって平和記念施設の中心は平和記念館であったが、彼もまたそのことを理解したからこそ、競技設計当選案に慰霊堂を追加し、さらにそれを放棄してノグチとの協同を選んだのであった。

市議会の支援を得られない浜井のビジョンを後押ししたのは専門委員会、特に岸田日出刀であった。浜井はノグチ案を専門委員会の審議に付すことを内心楽観していたのではなかったか。予想外のノグチ案否決は浜井の慰霊堂ビジョンの、そして丹下がノグチとの芸術協同で求めた新たなモニュメンタリティの否定でもあった。岸田はノグチの排除と丹下単独による設計を承認させたが、ノグチ案否決理由を意のままにすることはできなかった。アブストラクトが「難解である」という否決理由は、モダニズム建築にも適用され、平和記念館のデザインも疑問視されうることになる。丹下案Bのリアリズムはそうした懸念の表れであろう。岸田が回想録でノグチのデザインを称賛しつつ、自らの否決理由を披歴した理由の一端もそこにあるのかもしれない。

114 ピーラー『アメリカは戦争をこう記憶する』169-174頁、208-214頁

115 「第4回専門委員会要点記録」19頁

116 エンテンザ宛書簡1頁

れない。アブストラクトとリアリズムは、建築に限らず戦争記念作品の表現として今日も議論の対象となる選択肢である。モニュメントの意匠と政治・思想は連関する。ノグチ案否決が投げかける今日的課題は、日本では「原爆を落とした国アメリカの彫刻家」という理由それ自体は批判されることなく定説化していること、今ひとつはアブストラクトが否決され、リアリズムが承認されたことにあるのではないか。

広島市が地下室を失った平和都市記念碑に死没者名簿を納め、「過ちは繰返しませぬから」と死没者へ呼びかける誓いの碑文を置いたことは、それが記念的慰霊施設であることを示す浜井の意志の現れといえる。丹下が施工段階でリアリズムからシェル構造のモダンな埴輪へと大胆に変更したことは、新たなモニュメンタリティを実現しようとした平和記念公園設計者の意志の現れといえる。

(横浜美術館主任学芸員)

表1：イサム・ノグチと丹下健三による広島平和記念公園慰霊施設図面一覧(ハーバード大学・丹下健三アーカイブ蔵)

凡例：表記は図面中の記載に従ったが、記載のないものは()内に論者が補記した。サイズは2019年6月の現地調査における実測値で、一部実測できなかったものを空欄としたが、同じ慰霊施設案(本文中の丹下案B及びC)の他の図面とほぼ等しい。図版番号1-5：ノグチ案、同6-7：丹下案A、8-10：丹下案B、11-13：丹下案C(実施案)

図版番号: Drawing No.	名称: Title	設計年月日: Date	内容: Contents	材質・技法: Medium	設計者印: Stamp of designer	署名: Signature	サイズ: Dimension	図版番号: Plate no.
HPCNM001	慰霊施設7面総合図	12.14.1951	1-a:配置図(1:200)、1-b:一階平面図(演壇、吹き抜け式階段室、東階段、祭壇、慰霊碑、1:100)、1-c:地階平面図(記念室、慰霊碑脚部断面、奉納箱、地下通路、1:100)、1-d:A-A断面図(演壇、吹き抜け式階段室、地下通路、記念室、慰霊碑、奉納箱、1:100)、1-e:B-B断面図(記念室、慰霊碑、1:100)、立面図(1-f:正面1:100、1-g:側面1:100)	トレーシングペーパー、鉛筆、インク	右下、スタンプ、「広島平和公園及記念館設計部」[丹下健三計画研究室・東京大学建築学教室]	右下スタンプの上部、鉛筆、 [Designed by Isamu Noguchi]	57.4×109.0cm	1
HPCNM002	慰霊碑平面詳細図	1.24.1952	2-a:一階平面詳細図(1:50)、2-b:地階平面詳細図(1:50)	トレーシングペーパー、鉛筆、インク	右下、スタンプ、「広島平和公園及記念館設計部」[丹下健三計画研究室・東京大学建築学教室]		58.0×108.9cm	2
HPCNM003	慰霊碑各部断面詳細図	1.24.1952	3-a:A-A断面詳細図(演壇、地下階段、地下室及び慰霊碑軸断面詳細、1:50)、3-b:B-B断面詳細図(慰霊碑及び地下室横断面、1:50)、3-c:C-C断面詳細図(地下通路前室横断面、1:50)、3-d:D-D断面詳細図(広場側階段軸断面、1:50)	トレーシングペーパー、鉛筆、インク	右下、スタンプ、「広島平和公園及記念館設計部」[丹下健三計画研究室・東京大学建築学教室]	右下スタンプの上部、スタンプ、 [DESIGNED BY ISAMU NOGUCHI]	57.9×109.0cm	3
HPCNM004	慰霊碑トップライト部分詳細図	1.25.1952	4-a:E-E断面詳細図(1:10)、4-b:平面詳細図(1:10)、4-c:A-A断面詳細図(1:10)、4-d:トップライト記念室側平面詳細図(1:10)	トレーシングペーパー、鉛筆、インク	左下、スタンプ、「広島平和公園及記念館設計部」[丹下健三計画研究室・東京大学建築学教室]	左下スタンプの上部、スタンプ [DESIGNED BY ISAMU NOGUCHI]	54.9×107.6cm	4
HPCNM005	慰霊碑配筋図	1.28.1952	スラブ配筋図(平面1:50、断面1:40)、基礎伏及び配筋図(平面1:50、断面1:40)、柱一詳細(1:40)、B2:詳細(1:20)、B1:詳細(1:20)	トレーシングペーパー、鉛筆、インク	右下、スタンプ、「広島平和公園及記念館設計部」[丹下健三計画研究室・東京大学建築学教室]		57.5×109.3cm	5
HPCMA001	慰霊碑平面立面断面図	11.12.1951	A-a:平面図(1:200)、A-b:平面図(1:100)、A-c:立面図(1:100)、A-d:断面図(1:100)	トレーシングペーパー、鉛筆、インク	右下、スタンプ、「広島平和公園及記念館設計部」[丹下健三計画研究室・東京大学建築学教室]		56.2×106.3cm	6
HPCMB001	慰霊碑・平面立面断面図	11.26.1951	B-a:平面図(1:200)、B-b:平面図(1:100)、B-c:立面図(1:100)、B-d:断面図(1:100)	トレーシングペーパー、鉛筆、インク	右下、スタンプ、「広島平和公園及記念館設計部」[丹下健三計画研究室・東京大学建築学教室]		56.2×108.7cm	7
HPCMC004	(全体配置図:戦災犠牲者記念碑)	4.14.1952	(平和記念公園全体配置図、縮尺未記入)	トレーシングペーパー、鉛筆、インク	右下、スタンプ、「広島平和公園及記念館設計部」[丹下健三計画研究室・東京大学建築学教室]		54.7×105.6cm	8
HPCMC005	(慰霊碑立面図:戦災犠牲者記念碑)	4.14.1952	5-a:(正面立面図、1:50)、5-b:(側面立面図、1:50)	トレーシングペーパー、鉛筆、インク	右下、スタンプ、「広島平和公園及記念館設計部」[丹下健三計画研究室・東京大学建築学教室]		54.9×107.4cm	9
HPCMC006	(慰霊碑平面図:戦災犠牲者記念碑)	4.14.1952	(慰霊碑平面図、1:50)	トレーシングペーパー、鉛筆、インク	右下、スタンプ、「広島平和公園及記念館設計部」[丹下健三計画研究室・東京大学建築学教室]		(実測値なし)	10
HPCM007	(慰霊堂断面平面図・配置図)	標題欠損	7-a:断面図(側面:1:50)、7-b:断面図(正面:1:50)、7-c:平面図(1:50)、7-d:配置図(縮尺表記欠損)	トレーシングペーパー、鉛筆、インク	標題欠損		(実測値なし)	11
HPCM008	(慰霊堂立面図)・断面等肉厚寸法図	標題欠損	8-a:側面立面図(1:50)、8-b:正面立面図(1:50、部分欠損)、8-c:断面等肉厚寸法図・底面肉厚図(1:20)、8-d:正面肉厚寸法図(1:20、部分欠損)	トレーシングペーパー、鉛筆、インク	標題欠損		58.2×94.5cm	12
HPCM009	詳細図	5.6.1952	9-a:正面展開図(1:20)、9-b:正面立面図(1:20)	トレーシングペーパー、鉛筆、インク	右下、スタンプ、「広島平和公園及記念館設計部」[丹下健三計画研究室・東京大学建築学教室]		58.4×100.5cm	13

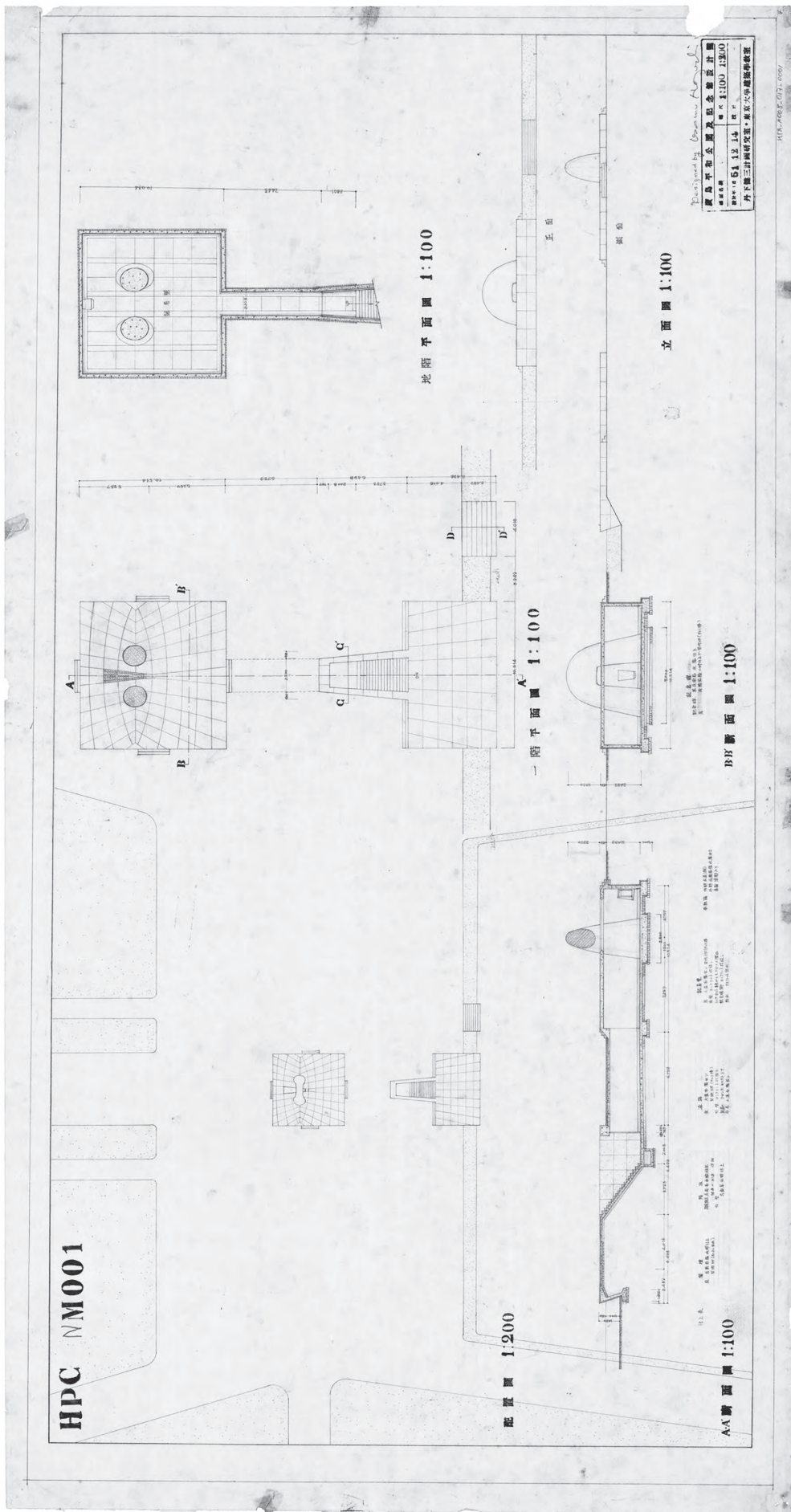


図1 イサム・ノグチ、丹下健三《HPCNM001 (慰霊施設7面総合図)》1951年12月14日、鉛筆、トレーシングペーパー、57.4×109cm、ハーバード大学デザイン大学院フランス・レーブ・ライブラリー、丹下健三アーカイブ蔵。寄贈：丹下孝子氏、協力：丹下孝子氏、協力：丹下憲孝氏。所蔵先によるスキミング画像
 Isamu Noguchi and Kenzo Tange, 《Plans, Sections, and Elevations of the Memorial Facility in Hiroshima, HPCNM001》 December 14, 1951.
 Tange Kenzō (1913-2005). The Kenzo Tange Archive, Gift of Takako Tange, 2011. Hiroshima Peace Center. Folder A008_017. Courtesy of the Frances Loeb Library, Harvard University Graduate School of Design. Courtesy of Mr. Paul Noritake Tange.

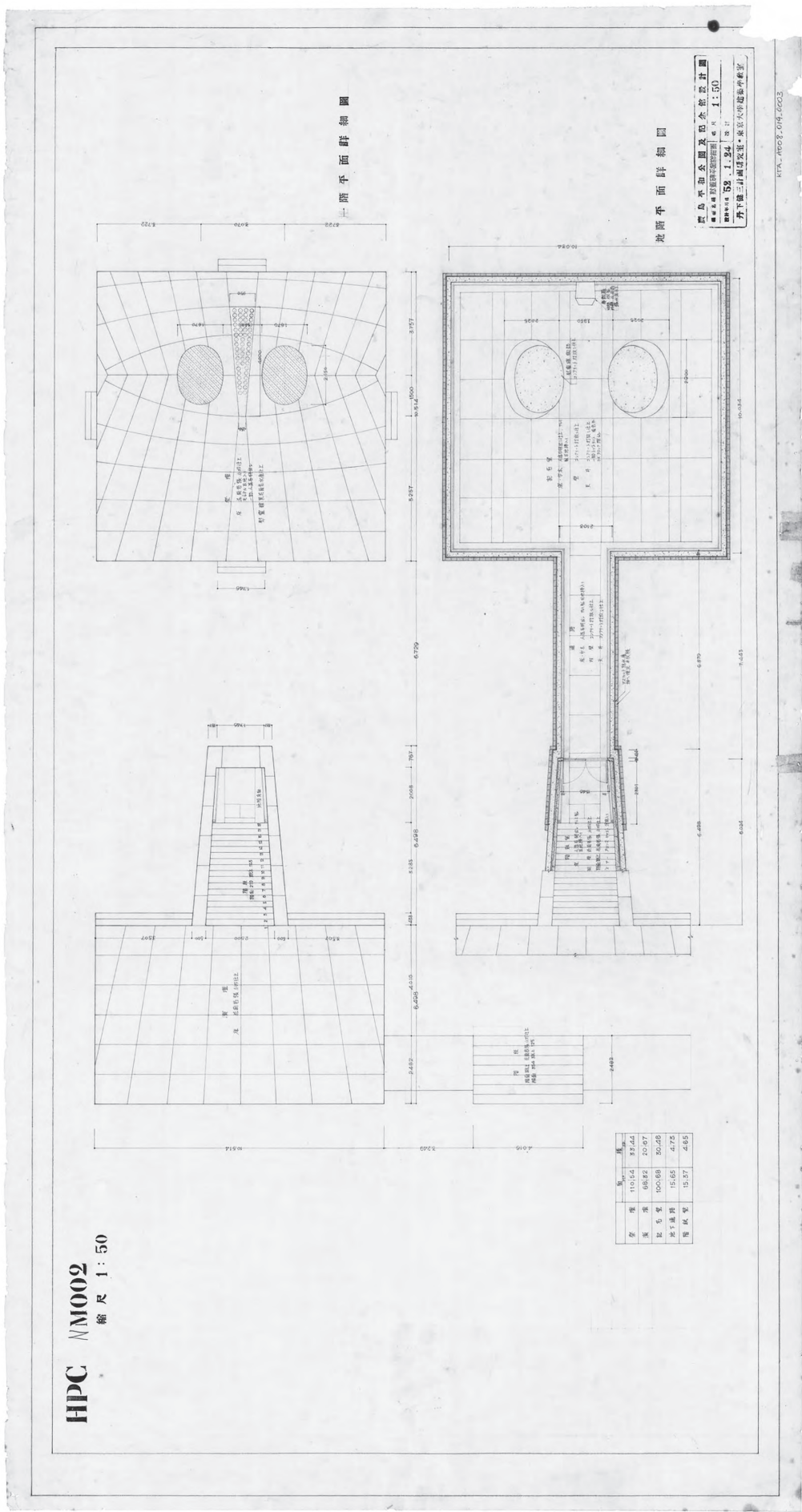


図2 イサム・ノグチ、丹下健三《HPCNM002 慰霊碑平面詳細図》1952年1月24日、鉛筆、トレーシングペーパー、58.0x108.9cm、ハーバード大学デザイン大学院フランシス・レーブ・ライブラリー、丹下健三アーカイブ蔵。寄贈：丹下孝子氏、協力：丹下憲孝氏。所蔵先によるスキヤニング画像
 Isamu Noguchi and Kenzo Tange, 《Cenotaph Detailed Floor Plans, HPCNM002》 January 24, 1952.
 Tange Kenzō (1913-2005). The Kenzo Tange Archive, Gift of Takako Tange, 2011. Hiroshima Peace Center. Folder A008_019. Courtesy of the Frances Loeb Library, Harvard University Graduate School of Design. Courtesy of Mr. Paul Noritake Tange.

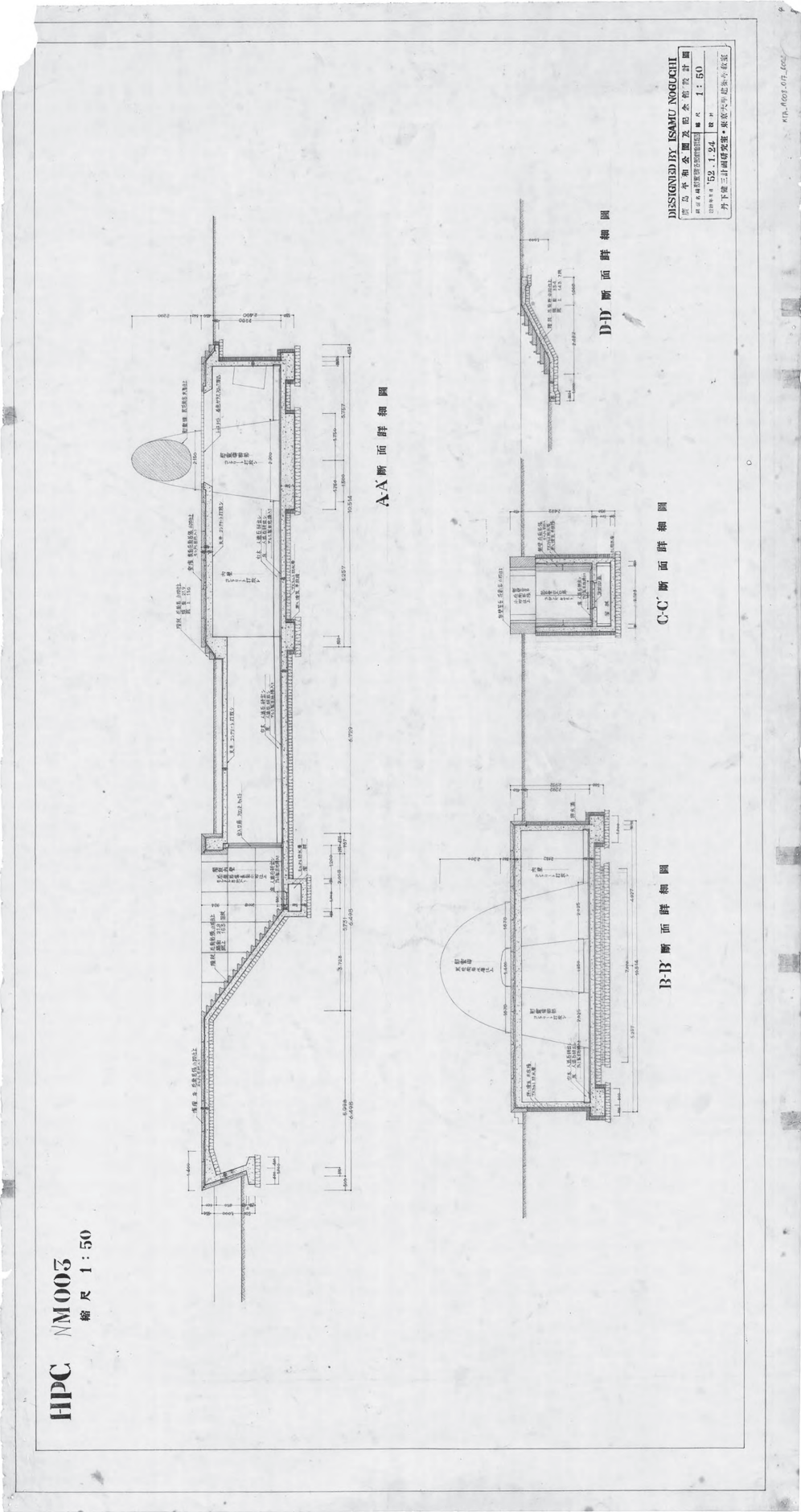


図3 イサム・ノグチ、丹下健三《HPCNM003 慰霊碑各部断面詳細図》1952年1月24日、鉛筆、トレーシングペーパー、57.9×109.0cm、ハーバード大学デザイン大学院、フランシス・レーブ・ライブラリー、丹下健三アーカイブ蔵。寄贈：丹下孝子氏、協力：丹下憲孝氏。所蔵先によるスキヤニング画像
 Isamu Noguchi and Kenzo Tange, 《Cenotaph Sections, HPCNM003》 January 24, 1952.
 Tange Kenzō (1913-2005). The Kenzo Tange Archive, Gift of Takako Tange, 2011. Hiroshima Peace Center. Folder A008_017. Courtesy of the Frances Loeb Library, Harvard University Graduate School of Design. Courtesy of Mr. Paul Noritake Tange.

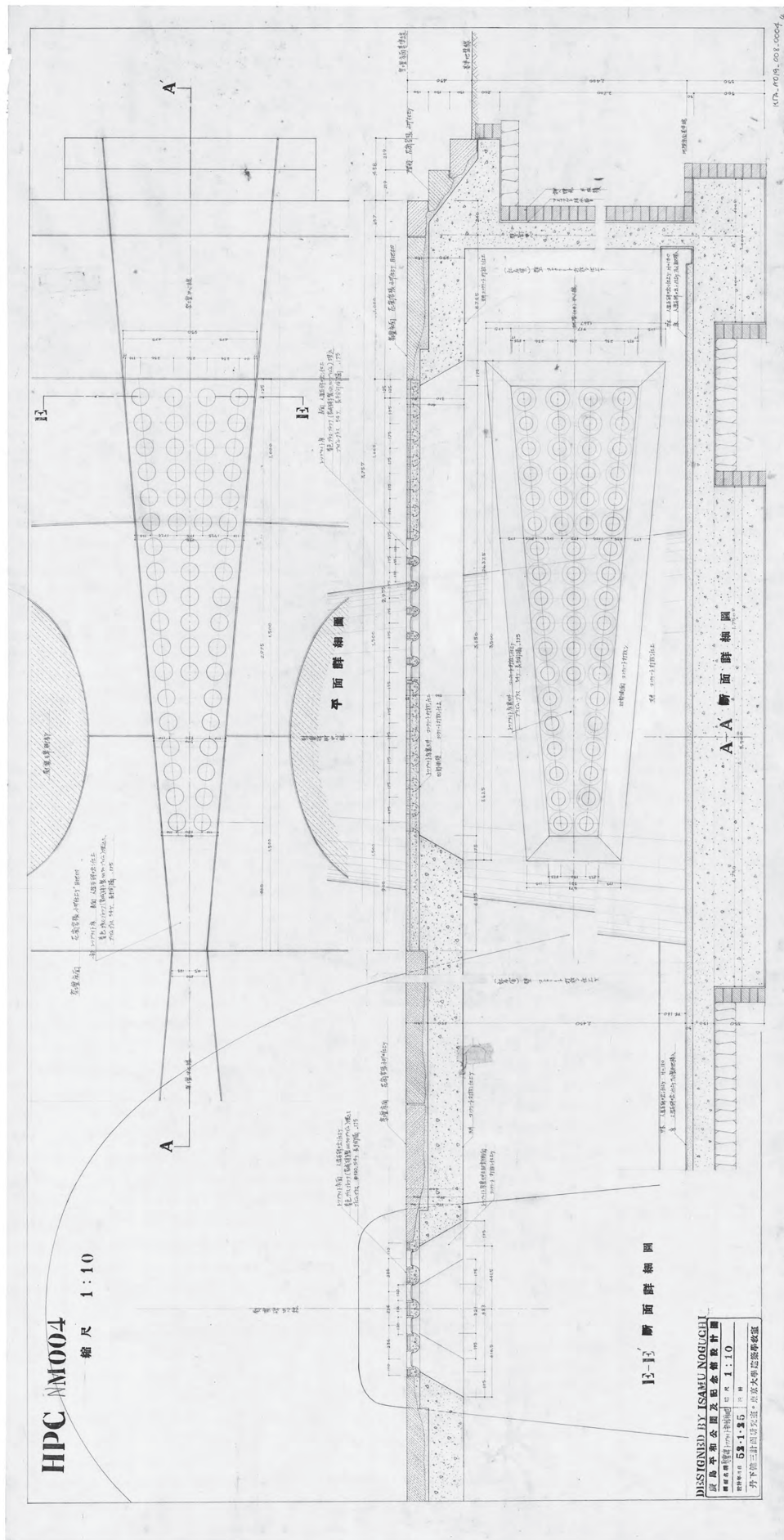


図4 イサム・ノグチ、丹下健三《HPCNM004 慰霊碑トップライト部分詳細図》1952年1月25日、鉛筆、トレーシングペーパー、54.9×107.6cm、ハーバード大学デザイン大学院フランシス・レーブ・ライブラリー、丹下健三アーカイブ蔵。寄贈：丹下孝子氏、協力：丹下憲孝氏。所蔵先によるスキニング画像
 Isamu Noguchi and Kenzo Tange, 《Cenotaph Detailed Drawings of the Toplight, HPCNM004》 January 25, 1952.
 Tange Kenzō (1913-2005). The Kenzo Tange Archive, Gift of Takako Tange, 2011. Hiroshima Peace Center. Folder A008_019. Courtesy of the Frances Loeb Library, Harvard University Graduate School of Design. Courtesy of Mr. Paul Noritake Tange.

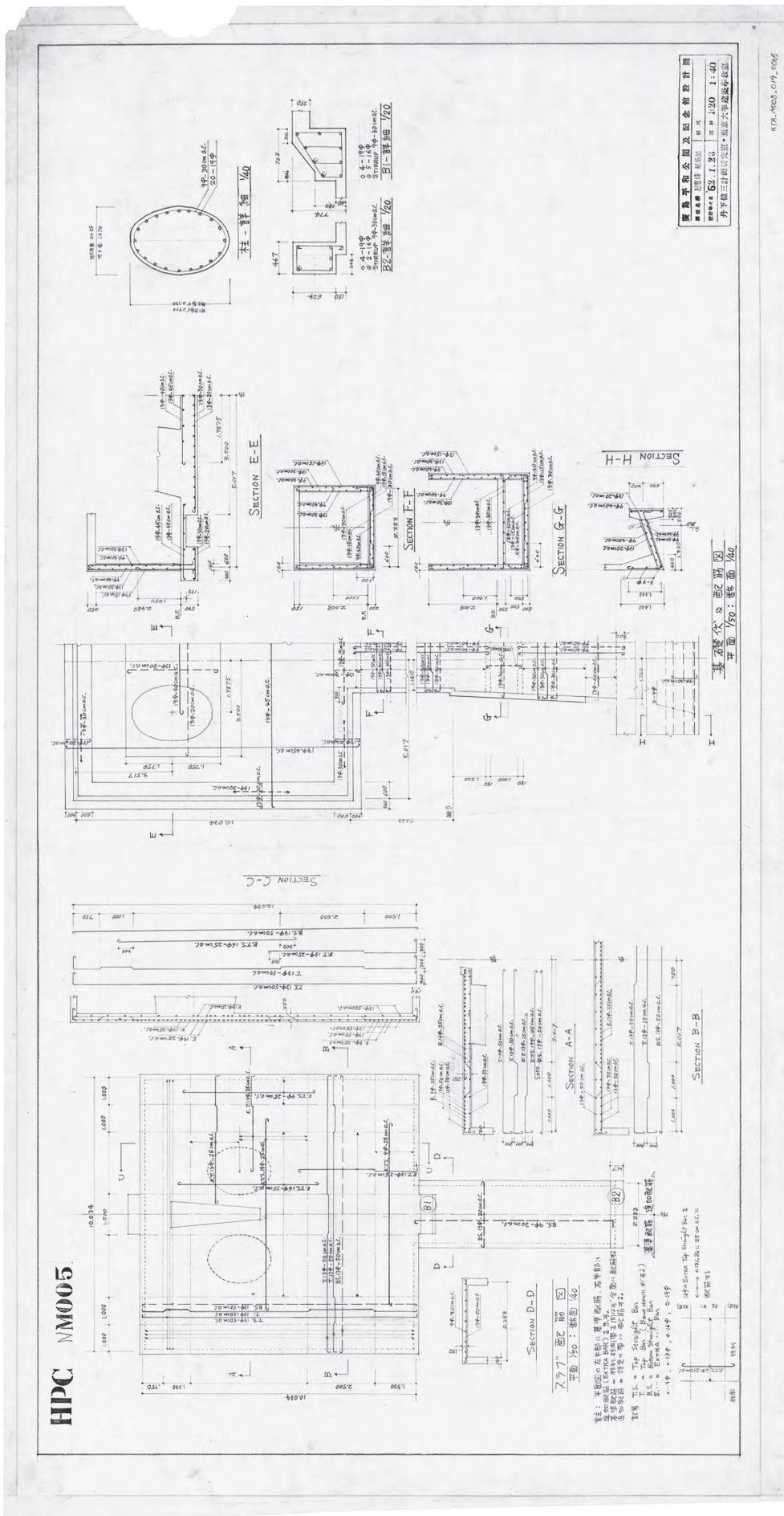


図5 イサム・ノグチ、丹下健三《HPCNM005 慰霊碑配筋図》1952年1月28日、鉛筆、トレーシングペーパー、ハーバード大学デザイン大学院、フランシス・レーブ・ライブラリー、丹下健三アーカイブ蔵。寄贈：丹下孝子氏、協力：丹下憲孝氏。所蔵先によるスキヤニング画像
 Isamu Noguchi and Kenzo Tange, 〈Cenotaph Detailed Drawing for Bar Arrangement, HPCNM005〉 January 28, 1952.
 Tange Kenzō (1913-2005). The Kenzo Tange Archive, Gift of Takako Tange, 2011. Hiroshima Peace Center. Folder A008_019. Courtesy of the Frances Loeb Library, Harvard University Graduate School of Design. Courtesy of Mr. Paul Noritake Tange.

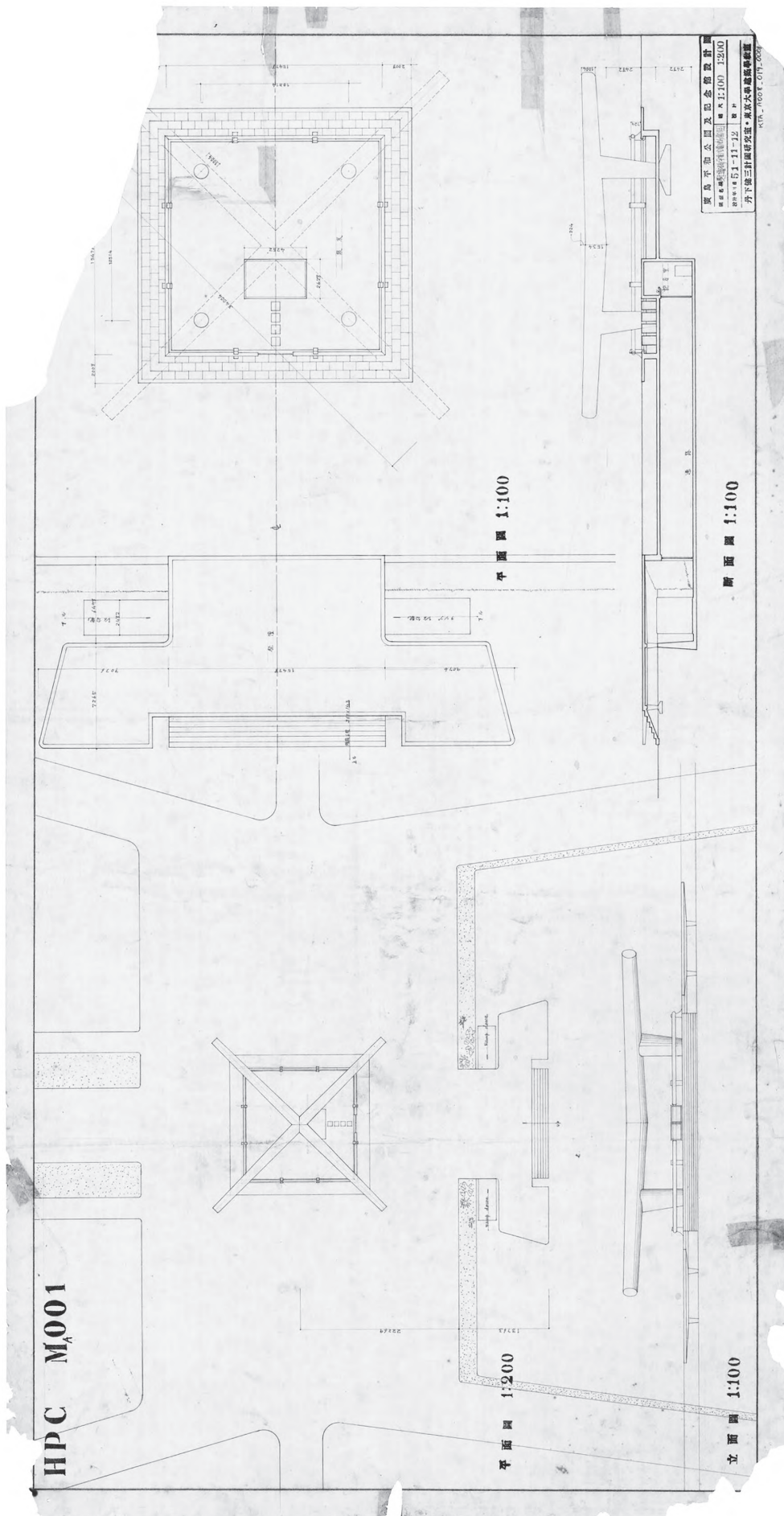


図6 丹下健三《HPCMA001 慰霊碑平面立面断面図》1951年11月12日、鉛筆、トレーシングペーパー、56.2×106.3cm、ハーバード大学デザイン大学院、フランシス・レーブ・ライブラリー、丹下健三アーカイブ蔵。寄贈：丹下孝子氏、協力：丹下憲孝氏。所蔵先によるスキヤニング画像
 Kenzo Tange, 〈Floor Plans, Section, and Elevation, HPCMA001〉 November 12, 1951.
 Tange Kenzō (1913-2005). The Kenzo Tange Archive, Gift of Takako Tange, 2011. Hiroshima Peace Center. Folder A008_019. Courtesy of the Frances Loeb Library, Harvard University Graduate School of Design. Courtesy of Mr. Paul Noritake Tange.

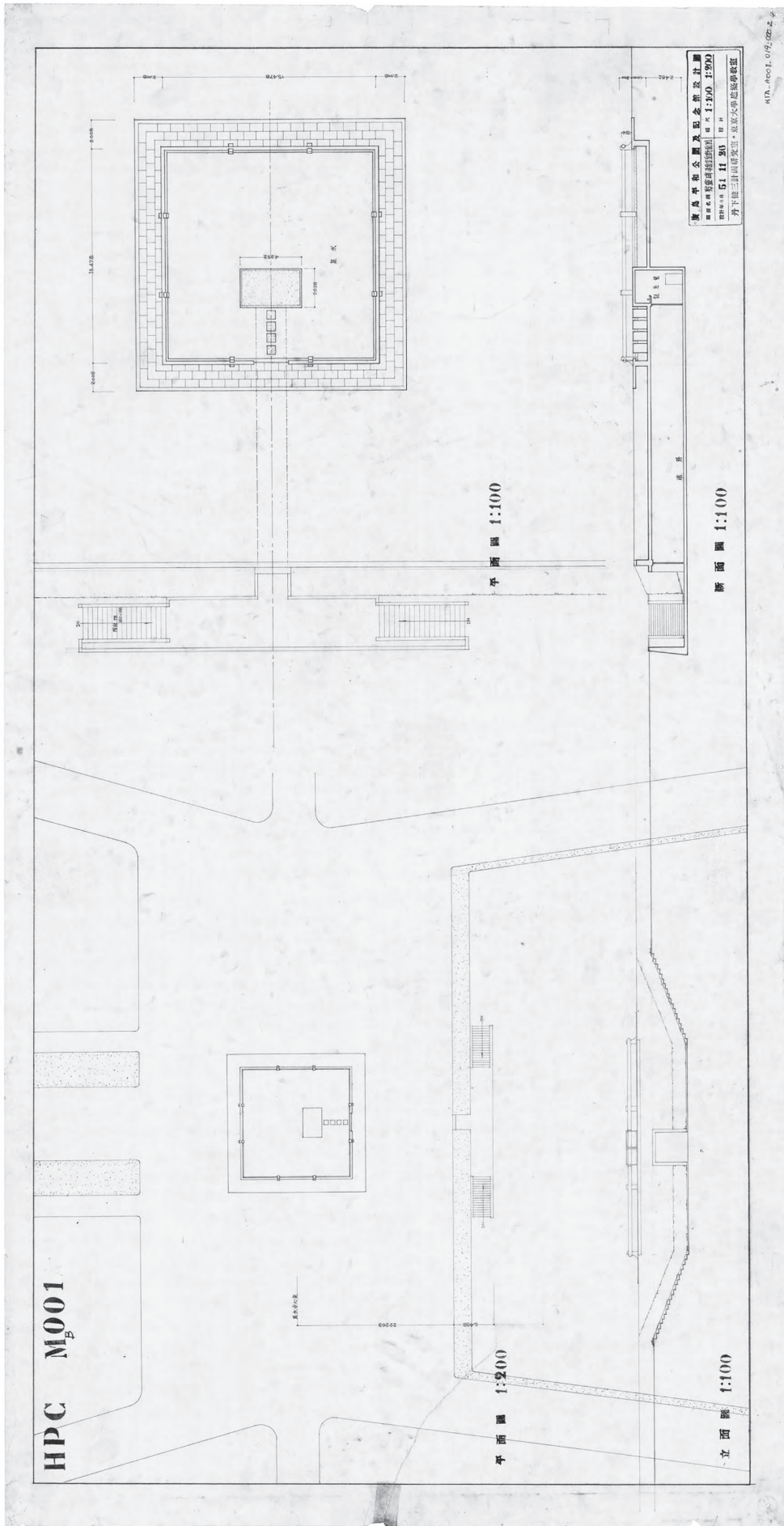


図7 丹下健三《慰霊碑・平面立面断面図 HPCMB001》1951年11月26日、鉛筆、トレーシングペーパー、56.2×108.7cm、ハーバード大学デザイン大学院、フランシス・レーブ・ライブラリー、丹下健三アーカイブ蔵。寄贈：丹下孝子氏、協力：丹下憲孝氏。所蔵先によるスキャニング画像
 Kenzo Tange, 〈Floor Plans, Section, and Elevation, HPCMB001〉 November 26, 1951.
 Tange Kenzō (1913-2005). The Kenzo Tange Archive, Gift of Takako Tange, 2011. Hiroshima Peace Center. Folder A008_019. Courtesy of the Frances Loeb Library, Harvard University Graduate School of Design. Courtesy of Mr. Paul Noritake Tange.

丹下案A図面内容：〈慰霊碑平面立面断面図〉図面番号 HPCMA001(設計年月日1951年11月12日、図6)、

〈慰霊碑・平面立面断面図〉HPCMB001(1951年11月26日、図7)

* 図面名称は各図面標題に記載のもの。記載のない場合は()で仮称を付す。以下同。

①図面構成(以下図面中に記載の施設・部位等の名称は初出時に「」内に表記)

この案はふたつの図面からなり、いずれも敷地全体の平面図(A-a、1:200。HPCMA001に含まれる個別の図をA-a、A-b・・・HPCMB001をB-a、B-b・・・とする)、祭壇と慰霊碑の場所を拡大した平面図(A-b、B-b、1:100)、慰霊施設正面の立面図(A-c、B-c、1:100)、慰霊施設の軸線に沿った地下を含む断面図(A-d、B-d、1:100)の4図を収めている。両者の違いは、HPCMA001(以下MA001)が地上の「慰霊碑」と南側の広場に突き出た「祭壇」を含めて描いている他、祭壇両脇から地下へ降りる通路を「ランプ」としているのに対し、HPCMB001(以下MB001)では慰霊碑と祭壇を省略し、地下へのアプローチをランプではなく「階段」としている。後者に描かれた意匠や寸法は一部を除き前者と一致していることから、両者は同一案の図面であり、MA001が総合図、MB001が地下へのアプローチを表すための図とわかる。ちなみに図面左上の図面番号は、両図ともスタンプ文字でHPCMA001とあり、Mの次にAまたはBがインクで小さく補筆されており、両図が同一案であることを示唆している。MA001、MB001ともにノグチ案図面に見られた材料や仕上げの詳細な記載はなく、寸法値が未記入の部分がある。また、図面番号にはノグチ案を示す記号Nはなく、ノグチの関与を示す署名等の書き込みもない。

②慰霊施設の配置及び構成要素

ノグチ案と同じ平和記念公園中央の慰霊施設敷地の南北軸上に、南から順に階段を備えた「祭壇」、敷石と玉垣で囲まれた正方形の「泉水」が配される。祭壇は南側の平和広場上に位置し、広場より1m高い敷地の縁から突出している。泉水上には慰霊碑が立つ。泉水中から立ち上がる4本の脚部に支えられ、それらを対角線方向に結ぶ二本の梁が、泉水の中心上で直角に交差し、慰霊碑を構成している。泉水側面の中心線(B-a「泉水中心線」)は敷地の東西軸と一致しており、慰霊碑と泉水は敷地の中心点に配置されていることがわかる。祭壇、泉水、慰霊碑はいずれも左右対称形で、配置もシンメトリーを厳格に守っている。凸型の平面をもつ祭壇(幅33,630mm、奥行き13,763mm)の正面中心には幅15,478mm、高さ1,001mm(蹴上がり143mm×7段)の階段が設けられ、両側には祭壇の翼部が広場側に左右対称に張り出している。翼部床下は吹き抜けで、左右各4本の支柱が正面及び側面から見える。祭壇と敷地を正面階段と同じ幅で繋ぐ部分の階下には、左右両側から地下に降りる一対の斜路(MA001、「ランプ1/6勾配」)または階段(MB001、蹴上がり146mm×18段)が設けられ、敷地南北軸に沿った地下通路の入り口に繋がる。泉水を囲う敷石帯の幅は2,008mm、泉水の一边は祭壇広場側の階段幅と同じ15,478mmである。断面図(A-d、B-d)によれば敷石は敷地と同一面であり、段差は設けられていない。玉垣の正面中央には両開きの扉が設けられ、そこから泉水中に4つの角柱の飛び石を経て碑石(仮称。幅4,252mm、奥行き2,628mm)が置かれる。碑石は慰霊碑中心よりもやや手前に位置し、内部に地下室(床面と平和広場レベルの差2,482mm)が設けられて「記念室」とされ、地下通路と繋がっている。断面図では地下通路への開口部の上に柵状のものと、奥に矩形が描かれているが説明はない。矩形は恐らく犠牲者の名簿を納める櫃と思われる。

慰霊碑の二本の梁は丸い断面をもち、その太さは二本が交差する中心点(厚さ1,534mm)から先端部(厚さ1,004mm)に向かって徐々に細くなっている。梁の対角線方向の全長は34,004mmであり、側面から見ると梁は中央が下がった浅いV字型をなし、二本が交差する中心点の頂部は先端部高さより224mm低い。脚部も丸い断面を持つが、その輪郭は床から梁に向かってやや太くなっており、平和記念館陳列室のピロティの柱を想起させる。また、脚部と梁の接合部の外側は、泉水床面からの高さ2,482mmで、平和広場レベルを基準とした地下室及び通路の床面レベルの値と一致する。

ノグチ案図面では慰霊施設各部の寸法に、丹下健三が平和記念公園と記念館のために用いたモジュロール(黄金尺)としての「社会的尺度」と「人間の尺度」の広範にわたる適用が確認されたが、時期的に先行するこの丹下案Aでは、上にみた各部寸法の内、泉水の一辺の長さ10,514mmが「社会的尺度」、慰霊碑脚部及び地下床面レベルの2,482mmが「人間の尺度」に該当するのみで、モジュロールの大々的な適用は見られない。ノグチ案との寸法上の共通性は、丹下案Aの広場レベルを基準とした地下床面レベル2,482が、ノグチ案(図3)の敷地レベルを基準とした地下床面レベルとして用いられている点である。

意匠面では、玉垣の円形断面のレールを片持ち式の支柱と組み合わせたデザインがノグチの新大橋(西平和大橋)《ゆく》の勾欄デザイン(図16)を想起させる。また、方形の碑石を泉水と敷石で囲うプランは、丹下による平和記念公園・記念館競技設計当選案のアーチ頂部下の慰霊碑と円形の泉水(図14)を引き継いでいる。



図16 イサム・ノグチ(撮影)〈新大橋「ゆく」の勾欄(部分)〉1952年頃、ノグチ・ミュージアム・アーカイブ(ニューヨーク州)蔵、資料番号 08888.4
〈Hiroshima Bridge Railings; Hiroshima, Japan. Yuku (to depart); West Bridge〉 ca.1952. Photographer : Isamu Noguchi. The Isamu Noguchi Archives, 08888.4, ©The Isamu Noguchi Foundation and Garden Museum, New York / ARS-JASPAR

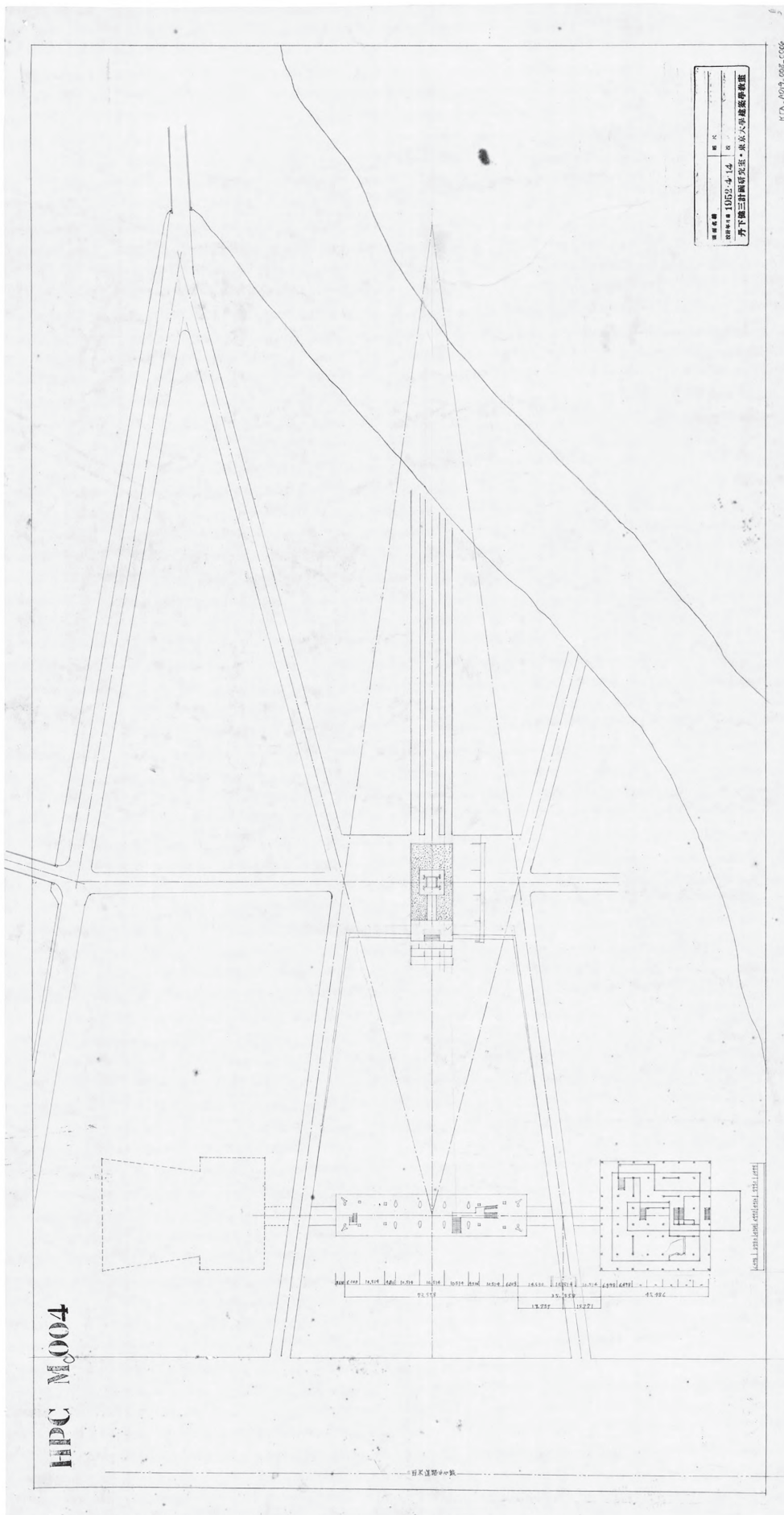


図8 丹下健三《HPCMC004 (全体配置図: 戦災犠牲者記念碑)》1952年4月14日、鉛筆、トレッシングペーパー、54.7×105.6cm、ハーバード大学デザイン大学院フランシス・レーブ・ライブラリー、丹下健三アーカイブ蔵。寄贈：丹下孝子氏、協力：丹下憲孝氏。所蔵先によるスキヤニング画像
 Kenzo Tange, (Site Plan, HPCMC004) April 14, 1952.
 Tange Kenzō (1913-2005). The Kenzo Tange Archive, Gift of Takako Tange, 2011. Hiroshima Peace Center. Folder A008_019. Courtesy of the Frances Loeb Library, Harvard University Graduate School of Design. Courtesy of Mr. Paul Noritake Tange.

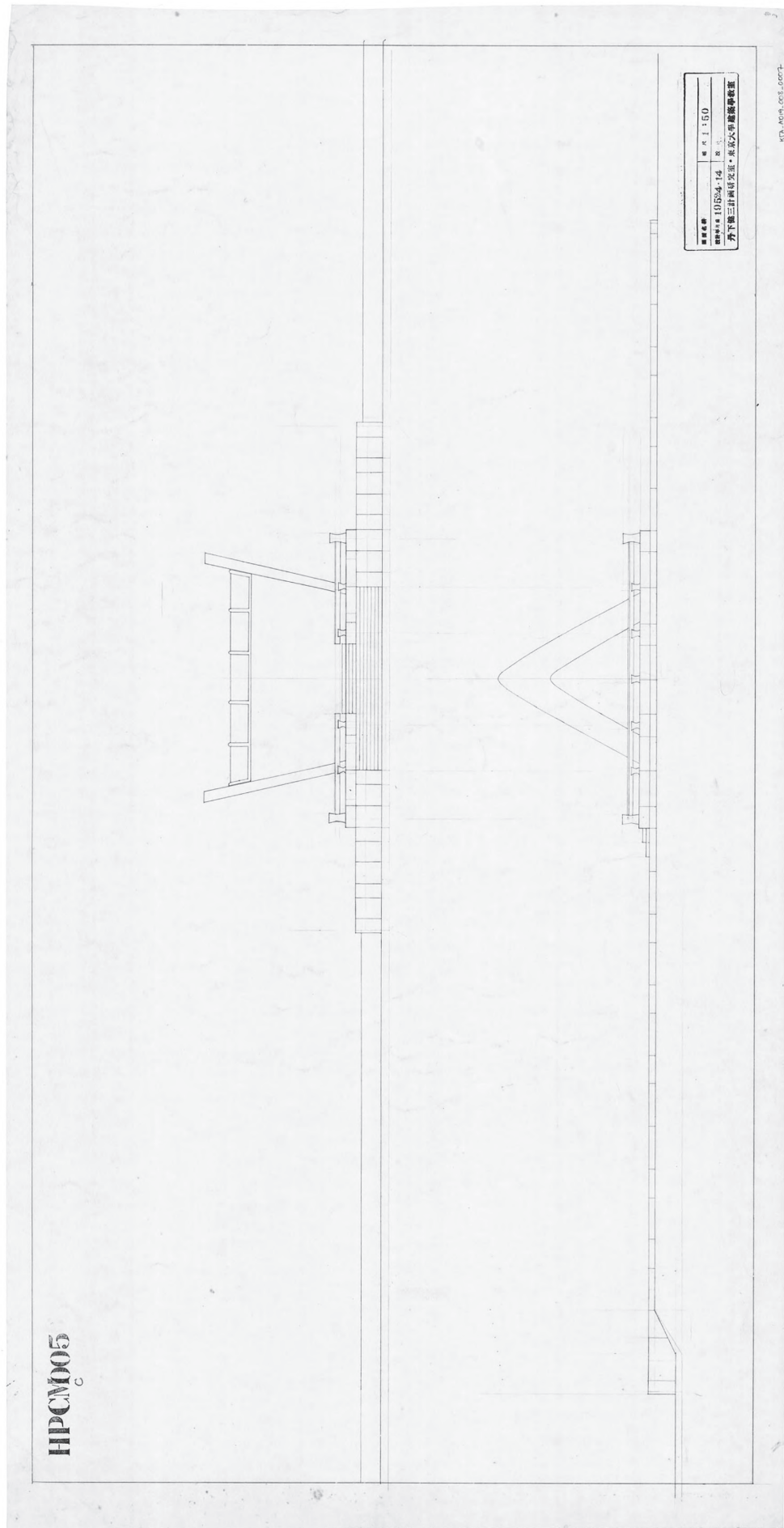


図9 丹下健三《HPCMC005(慰霊碑立立面図：戦災犠牲者記念碑)》1952年4月14日、鉛筆、トレーシングペーパー、54.9×107.4cm、ハーバード大学デザイン大学院、フランシス・レーブ・ライブラリー、丹下健三アーカイブ蔵。寄贈：丹下孝子氏、協力：丹下憲孝氏。所蔵先によるスキヤニング画像
 Kenzo Tange, <Section and Elevation, HPCMC005> April 14, 1952.
 Tange Kenzo (1913-2005). The Kenzo Tange Archive, Gift of Takako Tange, 2011. Hiroshima Peace Center. Folder A008_019. Courtesy of the Frances Loeb Library, Harvard University Graduate School of Design. Courtesy of Mr. Paul Noritake Tange.

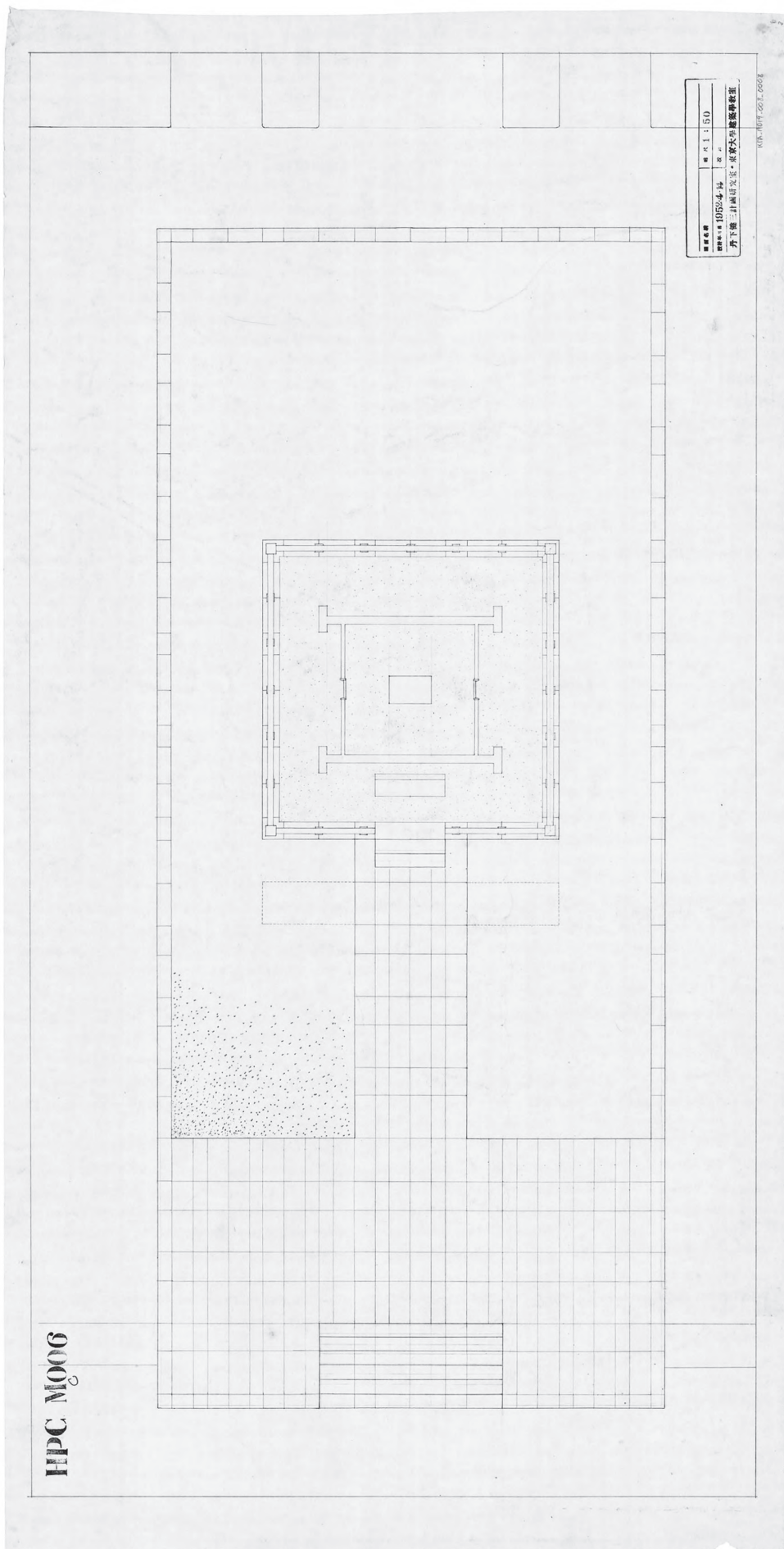


図10 丹下健三《HPCMC006(慰霊碑平面図：戦災犠牲者記念碑)》1952年4月14日、鉛筆、トレーシングペーパー、ハーバード大学デザイン大学院フランチス・レーブ・ライブラリー、丹下健三アーカイブ蔵。寄贈：丹下孝子氏、協力：丹下憲孝氏。所蔵先によるスキヤニング画像
 Kenzo Tange, <Floor Plan, HPCMC006> April 14, 1952.
 Tange Kenzō (1913-2005). The Kenzo Tange Archive, Gift of Takako Tange, 2011. Hiroshima Peace Center. Folder A008_019. Courtesy of the Frances Loeb Library, Harvard University Graduate School of Design. Courtesy of Mr. Paul Noritake Tange.

丹下案B図面内容：〈(全体配置図：戦災犠牲者記念碑)〉図面番号 HPCMC004(1952年4月14日、図8)、〈(慰霊碑立面図：戦災犠牲者記念碑)〉HPCMC 005(1952年4月14日、図9)、〈(慰霊碑平面図：戦災犠牲者記念碑)〉HPCMC006(1952年4月14日、図10)

丹下案Bは3枚の図面からなる。いずれも図面名称は空欄である。図面番号HPC(広島ピースセンター)とM(メモリアルまたはモニュメント)から、広島平和記念公園の慰霊施設であることがわかる。Mの次のCはインクによる手書きで書き足されており、3枚がひとつの設計案であることを示す識別記号と考えられる。

HPCMC004(図8、MC004と略記。以下2図面もMC005、MC006)は平和記念公園全体図に道路、広場、平和記念館、慰霊施設、旧産業奨励館の位置を落とし込んだ略図で、平和記念館については中央の陳列館と東側の本館のみ一階部分の柱間寸法が書き込まれている。縮尺表記はない。これによると、丹下案Bの慰霊施設は慰霊碑(仮称)部分が敷地の中心に位置し、広場に面して丹下案Aの祭壇に当たる部分(以下祭壇)がやや張り出し、その中心軸上に階段が設けられている。また、慰霊施設全体は南北軸に沿った長方形を成しており、その東西辺の敷石を除いた幅は敷地北側から発する3本の道路とその間の緑地帯を含めた全幅に等しく、平和記念公園配置図HPC50NS001の表記に従えば23,510mmとなる。丹下案Bの3図面とも慰霊施設部分の寸法は記載されていない。

MC005(図9)は縮尺1:50で、慰霊施設正面(5-aと附番。以下同)と側面(5-b)の立面図2図を表す。正面図では、平和広場から一段高くなった敷地中央に、石張りと思われる祭壇が、その軸上に7段の階段が設けられる。背後には石を貼った慰霊碑の基壇(仮称)が見え、その軸上に階段を、縁に沿って玉垣を配する。階段は3段で基壇レベルに達する。その背後に階段と同じ幅で見られる矩形は、平面図(MC006、図10)によれば慰霊碑前の献花台のようなものである。

慰霊碑は切妻屋根の形状で、破風板と棟瓦が表現されている。特に破風板は棟より高く左右斜めに聳え、家形埴輪(例えば図18のような)の屋根部分を再現した(リアリズム)ように見える¹。特筆されるのは屋根の配置で、棟が横向き(妻部が側面、屋根が正面)とされていることである。玉垣と相まって、神社本殿の配置を想起させる。平面図と併せてみると玉垣の支柱は角柱ながら盃のように中ほどがくびれており、手摺の断面は図面から読み取れないが、上面に笠石のような表現もみられる。

側面図では、祭壇が広場側に張り出しているのがわかる。慰霊碑の破風板の輪郭は直線的な三角形ながら外側と内側で傾斜角がやや異なり、破風板の頂部が高く、家形埴輪の破風板を参照したことをうかがわせる。

MC006(図10)は縮尺1:50の慰霊施設平面図である。材料や仕上げの記載はないが、祭壇部分、慰霊碑基壇に至る通路、慰霊碑基壇の縁とその外周を囲う縁取りが石張りと思われる。基壇上には階段に面して献花台らしきものが置かれ、慰霊碑破風板の末端部分が碑の四隅に描かれている。妻部は東西とも壁で塞がれ、それぞれの中央に引き戸付きと思われる開口部がある。慰霊碑内中央に位置する矩形は名簿を収める櫃と考えられる。



図18 《家形埴輪 白石稲荷山古墳出土》
(東京国立博物館蔵)

1 例えば白石稲荷山古墳 家形埴輪(図18、東京国立博物館蔵)は傾斜した破風板、棟瓦のような表現、逆台形の屋根面など丹下案Bと共通点が多い。

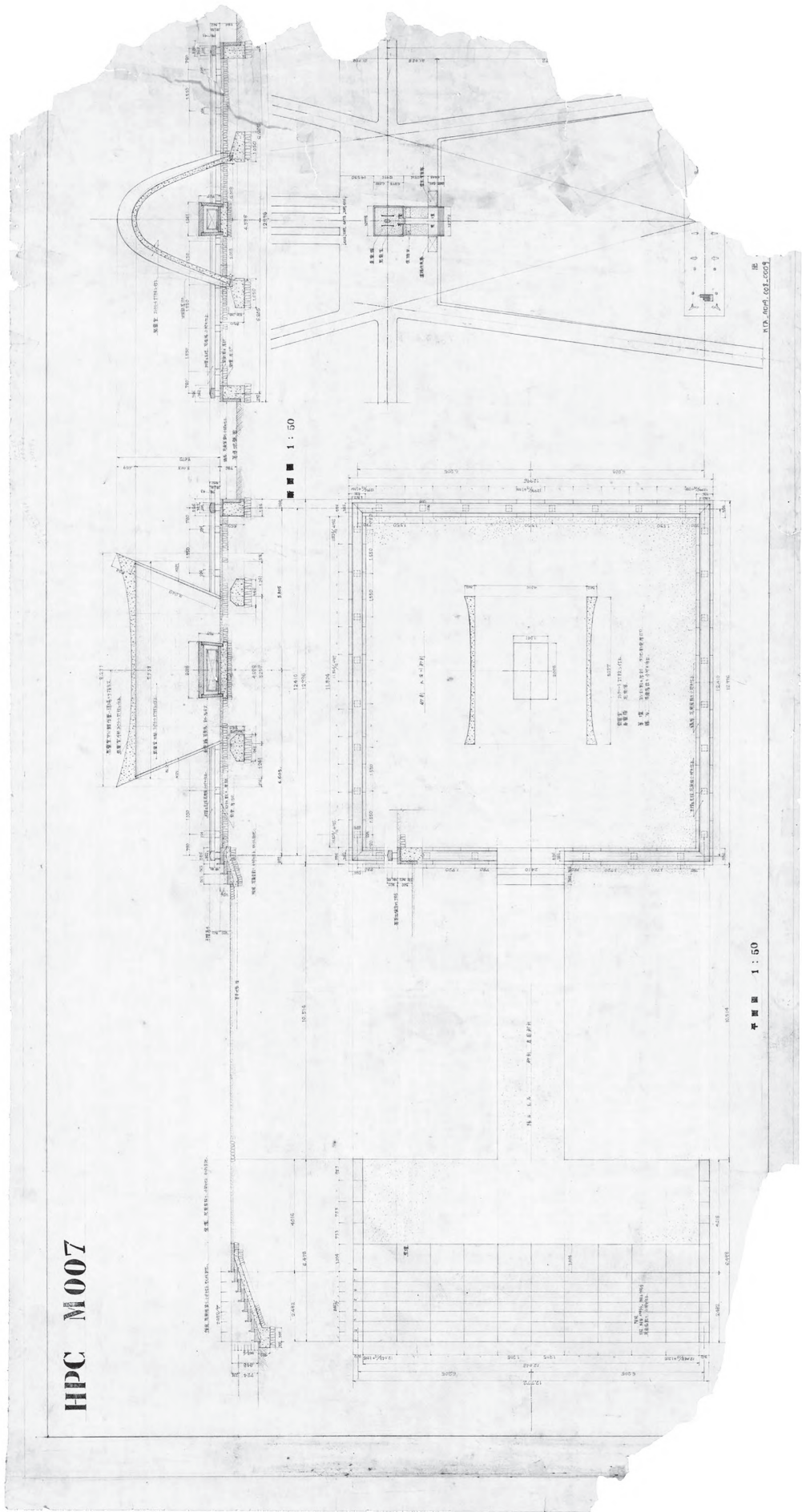
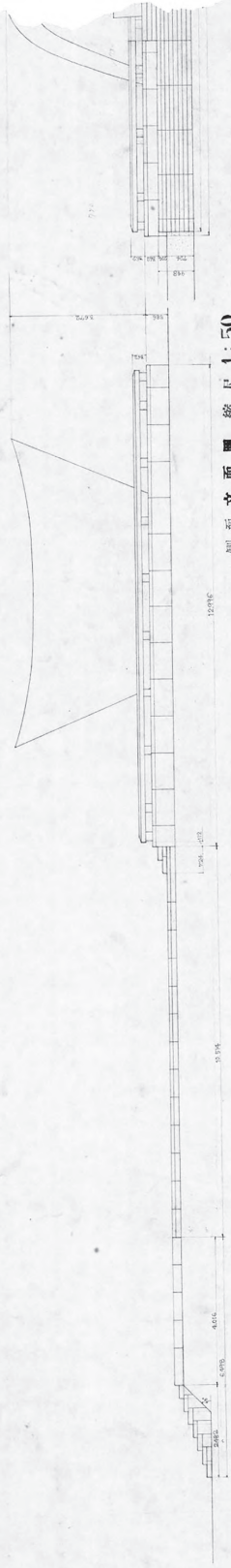
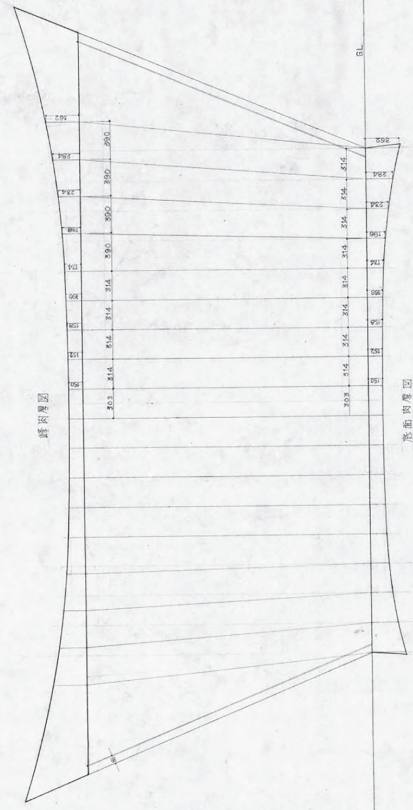


図11 丹下健三《HPCM007(慰霊碑断面図・平面図・配置図)》(1952年5月頃)、鉛筆、トレーシングペーパー、ハーバード大学デザイン大学院フランシス・レーブ・ライブラリー、丹下健三アーカイブ蔵。寄贈：丹下孝子氏、協力：丹下憲孝氏。所蔵先によるスキヤニング画像
 Kenzo Tange, (Cenotaph Section and Floor Plan, HPCM007) n.d. (ca. May, 1952), Tange Kenzō (1913-2005). The Kenzo Tange Archive, Gift of Takako Tange, 2011. Hiroshima Peace Center. Folder A008_019. Courtesy of the Frances Loeb Library, Harvard University Graduate School of Design. Courtesy of Mr. Paul Noritake Tange.

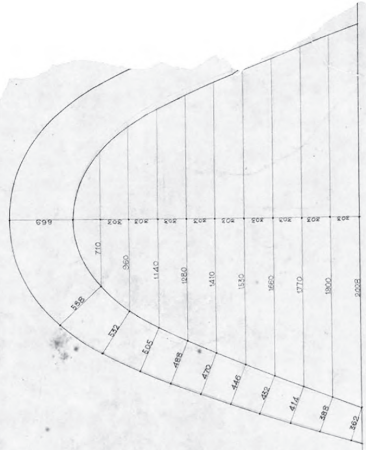
HPC M008



慰霊碑立面圖 縮尺 1:50



断面等肉厚寸法圖 縮尺 1:20

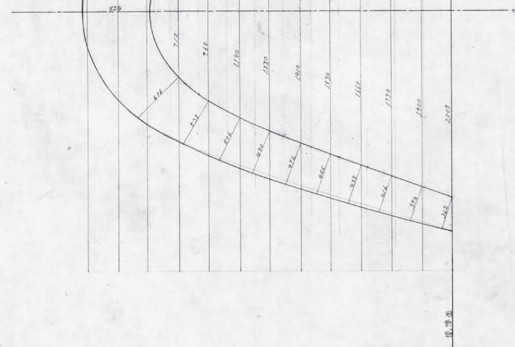


正 F

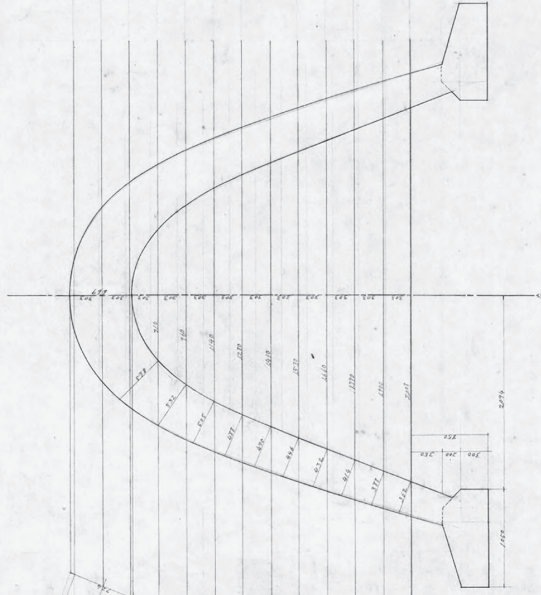
図12 丹下健三《HPCM008(慰霊碑立面図)・断面等肉厚寸法図》(1952年5月頃)、鉛筆、トレーシングペーパー、58.2×94.5cm、ハーバード大学デザイン大学院フランク・スレーブ・ライブラリー、丹下健三アーカイブ蔵。寄贈：丹下孝子氏、協力：丹下憲孝氏。所蔵先によるスキヤニング画像
Kenzo Tange, <Cenotaph Construction Grid Plan, Section and Elevations, HPCM008> n.d. (ca. May, 1952).
Tange Kenzō (1913-2005). The Kenzo Tange Archive, Gift of Takako Tange, 2011. Hiroshima Peace Center. Folder A008_019. Courtesy of the Frances Loeb Library, Harvard University Graduate School of Design. Courtesy of Mr. Paul Noritake Tange.

HPC M009

正面展開図



正面立面図



広島平和公園慰霊館新設計画
 建築名称 新設館 図号 H-20
 図面番号 H52-5-3 年月
 丹下健三計画研究室・東京大学建築学専攻

118-A019-001-001

図13 丹下健三《HPCM009詳細図》、1952年5月6日、鉛筆、トレーシングペーパー、ハーバード大学デザイン大学院フランス・レーブ・ライブラリー、丹下健三アーカイブ蔵。寄贈：丹下孝子氏、協力：丹下憲孝氏。所蔵先によるスキヤニング画像
 Kenzo Tange, <Cenotaph Construction Grid Sections, HPCM009>, May 06, 1952.
 Tange Kenzō (1913-2005). The Kenzo Tange Archive, Gift of Takako Tange, 2011. Hiroshima Peace Center. Folder A008_019. Courtesy of the Frances Loeb Library, Harvard University Graduate School of Design. Courtesy of Mr. Paul Noritake Tange.

丹下案C図面内容：〈(慰霊堂断面・平面・配置図)〉図面番号 HPCM007(設計年月日欠落、図11)、〈(慰霊堂立面図)・断面等肉厚寸法図〉HPCM008(設計年月日欠落、図12)、〈詳細図〉HPCM009(1952年5月6日、図13)

丹下案Cも3枚の図面からなる。図面番号に手書きの識別記号は入らず、細部寸法、材料、仕上げ指示が入念に書き込まれており、広島平和記念公園慰霊施設実施案として作図されたと考えられる。HPCM007(「007」と略記、以下二図も008、009)と008は損傷のため表題部が欠落しているが、009の表題部から1952年5月初旬頃描き上げられたと思われる。なお図面中の書き込みに「慰霊堂」とあるため、ここでは「慰霊堂」と記述する。

007は4図から成り、慰霊施設側面(7-a)及び慰霊堂正面(7-b)の「断面図1:50」、慰霊施設の「平面図」(7-c)1:50、平和記念館、平和広場、慰霊施設敷地を含む配置図(7-d、縮尺欠損により不明)を表す。

008も4図から成り、「側面立面図縮尺1:50」(8-a)、正面立面図(8-b、標題縮尺欠損、1:50と思われる)、側面の「断面等肉厚寸法図1:20」(8-c)、正面肉厚寸法図(8-d、1:20と思われる)を表す。側面の図では、凹型に湾曲する外面に応じた肉厚を指示するため、長手方向に303mmピッチで肉厚寸法を示す「峰肉厚図」(垂直方向断面)と「底面肉厚図」(水平方向断面)が付加されている。

009は2図から成り、縮尺1:20で「正面展開図」(9-a)と「正面立面図」(9-b)を表す。正面展開図は「慰霊堂」壁体の正面が頂部から脚部に向けて傾斜しているため、これを平面に描き起こして立面図では現れない各部の実寸を記した図と考えられる。立面図では地中のアンカーが描かれている。

施設の構成は平和記念公園南北軸上に、平和広場側から「階段」(幅12,772mm、奥行2,482mm、花崗岩貼り、小叩き仕上、モルタル目地、8段、蹴上がり118.5mm)、「祭壇」(幅12,772mm、奥行4,016mm、南端部：花崗岩貼り、小叩き仕上、モルタル目地、その他通路と同仕様)、祭壇北辺から慰霊堂基壇に向かう通路(「縁石玉石」、「砂利(敷)岩国砂利」、基壇の階段を含む長さ10,514mm)、「基壇」(一辺12,996mmの正方形、「砂利 太田川砂利」砂利敷き厚80mm、下地割栗厚150mm、縁石花崗岩貼り小叩き仕上)、基壇中心に「慰霊堂」(コンクリート打放し仕上、高さ3,672mm、幅4,740mm、奥行8,291mm)と、慰霊堂内部中心に「奉霊箱」を配する。基壇は玉垣(高さ362mm、手摺幅362mm、支柱幅224mm、手摺及び支柱花崗岩小叩き仕上)で囲まれている。丹下案AとBでは祭壇が平和広場側に突出していたが、丹下案Cでは祭壇南側の縁が敷地南縁の法面上端と一致して敷地内に収まり、階段の下部3段ほどが平和広場に突出する。祭壇の両脇には西に「遺族代表席」、東に「祭主、貴賓席」のスペースが記され、通路の基壇手前両側には「供物台」のスペースが予定されている。

資料

広島市長浜井信三による市議会答弁記録 1952年4月11日

出典：「昭和二十七年広島市議会三月定例会議事速記録第十號 昭和二十七年四月十一日」

(広島市議会事務局市政調査課蔵)321-327頁より抜粋。「 」内原文。

「昨年(1951年：論者)丹下健三氏より、中央の記念公園に造る慰霊碑の設計を、野口氏がやりたいという希望をもっておられるが、それはいかなるものであろうかという相談があったのであります」。記念公園全体の設計は懸賞公募により当選した丹下健三グループによるものなので、「あの公園を当初の予定通り造り上げていくためには、どこまでもその設計を丹下氏に依頼することが、最も適切であると考え」(中略)「爾来公園の設計、及び記念館のただいまの戦災死者の慰霊碑等につきましては、すべてその設計を丹下氏にお任せすることにいたしまして、今日に至っておるのであります」。(中略)

「その後野口氏を伴いまして、丹下氏が広島に参りまして、やはり同じ希望を申し述べられましたので、その際に私は特に佐々木建設局長を直接に丹下氏並びに野口氏のところへやりまして、(中略)この際第三者に、あの設計を依頼することは、一応できないことになっておるのだ。しかしながら、もしも丹下氏が野口氏の協力を求めて、丹下氏の責任においてこれをやるならば、それは私の方としては、さしつかえないということが一つと、——一つは御承知のように、野口氏の芸術は世界的に非常にすぐれたものであることは間違いないと思いますが、あのアブストラク^マなあの芸術が、すべての人にアピールするとは考えるけれども、——委員会において必ず採用するということはできない。私は特にこの点につきましては、私自身個人といたしましては、野口氏のあのアブストラク^マ芸術は、非常に好きなのであります。しかしながら、ものがものだけに、戦災死者の碑である場合に、やはり市民の感情というものを無視して、これを設計すべきでないという考えをもっておりましたし、もちろんこれを決定いたしますのには、建設省の許可を得なければなりませんし、もちろん先ほどのお話にありました平和都市建設専門委員会として、特に建設省も協力いたしまして、人選して作った専門委員会を東京にもっておりますが、必ずこの専門委員会にもかけなければならないと考えておりました。——下心があったことと考えておるのであります。

市議会の、少なくとも建設委員会(市会常任委員会のひとつ：論者)等には相談して、その設計をきめて行きたい。——こういう下心も、私もっておりますので、これらの各機関が、すべて一致して、これを認めない限り、これを採用すべきではないという考え方がありましたので、特に第二にこのことはよく丹下氏と野口氏に話しておったのであります。第三番目には、そういうふう^マに協力を得ることは、非常にありがたいことであるが、そのための特別設計料は出しかねるのだ。これは市の財政状態、予算の関係からして、丹下氏に支払うもの意外には、出せないのだがということを、話しておいたのであります。これは建設局長が特に折衝いたしまして、夜、野口氏を招待いたしまして、晩餐の席上においても、私のはっきりと裏付けしておいたことなので、これは野口氏におきまして、それは承知だ。——ではそれを承知で丹下氏と協力して仕事をして行くことは、さしつかえないという話でありましたので、それはどこまでも設計については、丹下氏が責任を負わなければならない。

(中略)

その後丹下氏がほんとうに野口氏と東大のあの研究室で、机を並べて共同作業をやられたそうであります。

そしてその設計が出て参ったのであります。先般新聞紙上に写真にのっておったあれであります。——そこでこれを最初に建設省に相談いたしまして、続いて専門委員会にかけたのであります。最初のこの専門委員会には、私出席いたしまして、いろいろ専門委員と協議いたしましたのでありますが、この設計は留保になりまして、あらためて専門委員以外の専門家をまじえて、一つもう一度専門委員会を開いて決定しようじゃないかということになりまして、——二度目の専門委員会には、私出席しませんで、佐々木建設局長を上京させまして、これに出席させたのでありますが、その結果建設省におきましても、専門委員会におきましても、芸術のよしあしは別としまして、戦災死者の霊をまつるものに、このような難解なものは性質上やるべきでない。もう少し戦災死者の遺家族のことを考えて、その心にぴったりと合うものを造るべきであるということ、一応否決になったのであります。そこでわれわれといたしましては、どうもすでにできた設計が、専門委員会にも、建設省にも通らないので、あらためて設計をしなおすようにということ、丹下氏に伝えまして、丹下氏があらたに設計をいたして参りましたのが、過日建設委員会におかけしましたあの埴輪形式の記念碑なのであります。それが専門委員会も通りまして、建設省もこれならいいということになりましたので、こちらに持って帰りまして、市議会の建設常任委員会に付議いたしましたところ、これまた異議はないということであったので、これを私どもといたしましては、実施に移しまして、今日大林組の手において、これを建設させることに相成っておるのであります」。 (以下略)

Tange Kenzo's Three Designs for the Memorial Facility in Hiroshima Peace Memorial Park and the City's Plan for a Memorial to Atomic Bomb Victims as Seen in Relation to Isamu Noguchi's Participation in the Project

Nakamura Naoaki

(Senior Curator, Yokohama Museum of Art)

As is widely known, Kenzo Tange arrived at his design for the Cenotaph for the Victims of the Atomic Bomb (formally known as the Memorial Monument for Hiroshima, City of Peace; located in Hiroshima Peace Memorial Park) after the original 1952 proposal, made by Isamu Noguchi in collaboration with Tange, was rejected. Lesser known is the fact that Tange drafted two additional designs for the facility in 1951 and 1952.

In researching this paper, the author located eight drawings for three designs by Tange Kenzo for the memorial facility that are housed in the Kenzo Tange Archive, part of the the Francis Loeb Library collections in the Harvard University Graduate School of Design (GSD). The first (hereafter, Design A) consists of two drawings dated November 12 and 26, 1951. The second (Design B) consists of three drawings dated April 14, 1952. And the third and final design (Design C) consists of three drawings, one of which is dated May 6, 1952. In this paper, the author provides descriptions of the drawings and examine their historical significance by comparing them with the design Isamu Noguchi made in collaboration with Tange, and referring to archival documents related to Tange and Noguchi as well as those related to the Hiroshima city government and city council. These materials enable us to trace changes in the city's program for the memorial facility as reflected in both Tange's and Noguchi's designs while also shedding new light on how Noguchi came to participate in the memorial project, and Hiroshima's rejection of his proposal. The following is a summary of the author's findings:

1. From the time that Tange won the Peace Park design competition until the final plan for the Memorial Monument was approved, six designs (five by Tange, one by Noguchi) were made for the facility: Cenotaph under the Peace Arch (1949), Memorial Chapel on the East Side of the Arch (1949–1950), Design A (Oct.-Nov. 1951), Noguchi's design (Nov. 1951–Jan. 1952), Design B (Feb.–April 1952), and Design C (April–May 1952).
2. Both Design A, drafted shortly before Noguchi's participation, and Noguchi's own design consist of three architectural elements (a stage, cenotaph, and underground chamber), situated in the center of Peace Park. Both of these designs conformed to requirements stipulated by the city government. The idea of the three architectural elements originated with then Mayor Hamai Shinzo, who sought to build a cinerarium under the cenotaph in the center of the park as early as May 1950, and subsequently added the stage, making it possible to hold religious rituals, in front of the cenotaph.
3. Tange made Design B after Noguchi's design was rejected by the Hiroshima Peace Commemorative City Construction Specialized Committee. The realistic design, inspired by the roof of a house-shaped *haniwa* (terracotta clay figure), was intentionally adapted by Tange based on the committee's argument

that Noguchi's abstract cenotaph would be incomprehensible. Once the committee approved Design B, Tange switched to Design C, a modernistic shell construction that was apparently inspired by Robert Maillart's Cement Hall at the 1939 Swiss National Exhibition.

4. Hamai's memorial facility program met with opposition from two sides. The Hiroshima War Memorial Service Association, headed by the city council chair, called for a memorial tower and cinerarium to be built on the former site of Hiroshima Castle (also the site of the Imperial Headquarters during the Sino-Japanese War), and rejected Hamai's "suprareligious" memorial in Peace Park. His idea was also opposed by the Facilities Division of the Ministry of Construction, which was providing financial support for the Hiroshima Peace Commemorative City Construction project. In June 1951, the division issued the Park Facilities Standards, effectively prohibiting the erection of a cinerarium in the park. Despite this, Hamai continued to push for an underground chamber whose function was limited to a repository for victim's names (as depicted in Design A and Noguchi's design). Ultimately, this proposal was also rejected by the ministry. Instead of an underground facility, Design B and C called for a repository box of names positioned on the floor of the memorial.
5. The Hiroshima Peace Commemorative City Construction Specialized Committee, which rejected Noguchi's design, was not a decision-making body but rather an advisory organ to the mayor. Hamai agreed to Noguchi's design on the condition that it first be approved by the committee. This enabled him to avoid using his own authority to make a decision – an important concern because he had previously met with criticism from the city council for commissioning Noguchi to design the handrails on two bridges near Peace Park without prior consultation.
6. Kishida Hideto, a member of the Specialized Committee who had supported Hamai's program for the memorial facility, led the opposition to Noguchi's plan, arguing that the design should be made by a Japanese national. However, Kishida's primary concern was that the winner of the competition would also design the facility. In the committee's previous discussions, he protested any proposal that called for any eclectic alteration to the original plan. For Kishida, any proposal by a person other than Tange, even a Japanese national, was out of the question. He finally succeeded in nixing Noguchi's design based on the premise that anti-American sentiment had risen in Japan following the outbreak of the Korean War. Yet, Kishida's argument was not used as the official reason for rejecting the design.
7. Both Noguchi's abstract art and Tange's modern architecture met with Hamai's approval by satisfying the requirement that the design did not skew toward any one religion. After rejection of Noguchi's design, Hamai's plan for a memorial facility was realized only in a restricted form: Tange's Memorial Monument, which houses the register of victims' names at the center of Peace Park. Subsequently, upon the request of the Hiroshima War Memorial Service Association the Atomic Bomb Memorial Mound was erected in the north part of the Park in 1955, which consists of a small pagoda on a mound and an underground cinerarium, designed by Ishimoto Kikuji, a former member of the Specialized Committee.